

平成29年3月甲良町議会定例会会議録

平成29年3月6日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第2号 甲良町税条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第3号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第4号 甲良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第5号 甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第6号 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第7号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第8号 甲良町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第9号 甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第10号 甲良町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第11号 甲良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例
- 第13 議案第12号 平成28年度甲良町一般会計補正予算（第6号）
- 第14 議案第13号 平成28年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第14号 平成29年度甲良町一般会計予算
- 第16 議案第15号 平成29年度甲良町国民健康保険特別会計予算
- 第17 議案第16号 平成29年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第18 議案第17号 平成29年度甲良町介護保険特別会計予算
- 第19 議案第18号 平成29年度甲良町墓地公園事業特別会計予算
- 第20 議案第19号 平成29年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第21 議案第20号 平成29年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算
- 第22 議案第21号 平成29年度甲良町下水道事業特別会計予算
- 第23 議案第22号 平成29年度甲良町水道事業会計予算
- 第24 甲良町選挙管理委員および同補充員の選挙

第25 同意第1号 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めること
について

第26 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	宮寄光一	8番	木村修
9番	丸山恵二	10番	建部孝夫
11番	西澤伸明	12番	西川誠一

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	橋本悟
総務課長	中川愛博	学校教育課長	藤村善信
総務課参事	宮川哲郎	教育総務課参事	福原猛
住民課長	米田志保子	産業課長	川嶋幸泰
企画監理課長	中川雅博	建設水道課長	北坂仁
保健福祉課長	小林千春	人権課長	陌間守
税務課参事	中川初美	会計管理者	寺川貴代美
税務課参事	上田和光	呉竹センター館長	山田光義

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間 忍 書記 山崎 志保美

(午前9時00分 開会)

○西川議長 ただいまの出席議員数は12人です。

議員定足数に達していますので、平成29年3月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 野瀬議員、6番 阪東議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月21日までの16日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月21日までの16日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 本日、平成29年甲良町議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただき、まことにありがとうございます。平素は町政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

まずはじめに、若干の行政報告をいたします。

2月20日、総務省関連予算の会計実地検査官が来庁され、会計検査が行われました。対象事業は、参議院議員選挙執行委託費および地域活性化交付金に係るプレミアムつき商品券などについてでございました。後日、会計検査についての、検査員からの公表内容が送付されてきましたが、甲良町についての指摘はなく、適正に処理されていたものとの報告でありました。

2月22日には、まちづくり協議会を開催し、企業誘致に関する進捗状況の報告および来年度事業についてご提案をさせていただきました。1点ご報告させていただきます。今月13日に日立物流西日本より車椅子を寄付していただけることになりました。貴社がまごころ基金と銘打って、社員の方の募金などを含めた中から、今回寄付をしていただけたということになりましたので、この場をお借りして報告をさせていただきます。

それでは、議案の説明をいたします。

議案第2号は、甲良町税条例の一部を改正するものであります。

議案第3号は、甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第4号は、甲良町道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。

議案第5号は、甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第6号は、甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第7号は、甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第8号は、甲良町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第9号は、甲良町手数料条例の一部を改正するものであります。

議案第10号は、甲良町個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

議案第11号は、甲良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例を制定するものであります。

議案第12号 平成28年度甲良町一般会計補正予算（第6号）については、840万2,000円を減額し、補正後の予算総額を40億8,880万1,000円とするものでございます。

主な補正項目は、歳入では、ふるさと応援給付金の増、また、社会資本整備交付金、農業費、補助金および町債の減。歳出では、総務費のうち、ふるさと納税特産品、民生費では自立支援介護等給付費負担金、土木費では、除雪委託費の増、また、農林水産業費のうち、地域集積協力金、官民共同事業委託および土木費では、測量設計委託、町道新設改良費の減が主なものでございます。

議案第13号 平成28年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、介護給付費関連で300万円を追加し、補正後の予算総額を7億9,742万5,000円とするものでございます。

続いて、新年度予算でございます。

議案第14号は、平成29年度甲良町一般会計予算となります。

議案第15号から22号は、7つの特別会計および企業会計の予算でございます。

一般会計予算につきましては、昨年度当初予算より22.7%増となる、45億650万円となり、特別会計および企業会計による8会計の総予算額

は、昨年度当初予算より1.5%の減となり、27億4,610万6,000円とさせていただきます。今回の予算編成につきましては、甲良町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく人口減少対策をはじめ、6つの基本目標に編成を行っております。職員には、予算編成方針を周知し、この基本目標を達成できるよう計画、実行、評価、改善を繰り返し行い、効率的で正確な行政推進を実施する事業予算を計上するように指示をしております。その上で予算を作成いたしました。

最後に、同意1号につきましては、公平委員の選任につき同意を求めますのでございます。

以上、簡単であります。本日提案いたしました案件について、議案21件、同意1件の概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決および同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○西川議長 次に、日程第3 議案第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第2号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成29年3月6日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課参事。

○上田税務課参事 議案第2号 甲良町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

町税法の一部を改正する法律等の施行に伴いまして、条例の規定について所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、第36条の2ということで、町民税の申告でございます。これは、仮認定特定営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人に名称を変更する規定でございます。

付則第6条でございますが、これは特定一般用の医薬品等の購入費を支払う場合の医療費の控除の特例でございます。スイッチOTC薬の控除の創設に伴う所要の規定の整備でございます。

次に、付則第7条の3の2でございますが、これにつきましては、個人町民税の住宅借入金等の特別税額の控除でございます。これは、個人の町民税に係る住宅ローンの控除制度の適用の制限の延長でございます。

次に、付則第10条の2でございますが、これは再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税についての特例に関するものでございます。

最後に、付則第16条でございますが、これは軽自動車税に係る特例でございます。現行の軽自動車税の種別に改正されることと、グリーン化特例でございますが、課税の軽減でございますが、1年間延長されることに伴う所要の規定でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほど賜りますようお願い申し上げます。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第2号は可決されました。

次に、日程第4 議案第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第3号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成29年3月6日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 皆さん、おはようございます。それでは、よろしくお願い申し上げます。議案第3号の説明をさせていただきます。

甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

次、めくっていただきまして、この条例は監査委員および空家等対策協議会委員の報酬について改正、あるいは新たに定めるものでございます。

甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するというところで、別表識見を有する監査委員の項中

「120,000円」を「200,000円」に改め、同表中「甲良町地域住宅計画策定委員、日額5,000円」を「甲良町地域住宅計画策定委員、日額5,000円」、その次に、「空家等対策協議会委員、日額5,000円」に改める。

付則。この条例は、平成29年4月1日から施行するというものでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 1つは、空家等の対策協議会の委員ですけども、その仕事、役割、どういう役割があるのか、任務づけをされているのか示していただきたいと思ひます。

2つ目は、住宅関係で上に上がっています住宅計画の策定委員とも十分連携をして兼務でいけるのではないかと。つまり、人員を新たに別の人に頼むという点でも不合理だというように思ひますが、別々の組織体とした意味は何なのかということで、2点目です。

それから、3点目は識見を有する監査委員には以前には我慢をしてもらったというので、全協でそういう説明がありました。質問は、なぜ今かということですね。以前から我慢をもらったということは、以前から増額をしなければならぬという点で認識があった、考えられていたというように思ひますが、その3点目は、なぜ今の時点で上げるのかという点の説明、3点です。よろしくお願いたします。

○西川議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 空家等対策協議会の設置につきまして、所掌事項というところで、協議をしていただく内容といたしましては、空家等対策計画の作成および変更、空家等対策計画の実施に関すること、特定空家等に対します認定および措置に関することをご協議いただいて、その他、空家に特化した内容のことを協議していただくというところでございます。今ほどありました地域住宅計画というところの作業で、内容といたしましては異なるものということで別に定めさせていただくと考えております。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 識見を有する監査委員の報酬の改正時期ということですが、先般、任期満了で新たに選任させていただいたというところでございまして、これを契機に新たに29年度、4月から改正させていただいて、心機一転お願したいなということで、改正に伴うタイミングと合わせてということでご理解をお願したいと思ひます。

以上です。

○西川議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 今回の建設水道課の回答ですと、同じ住宅を確保するという大きなくくりでいける、つまり、人口減少対策で2つの委員会が設置されて、それぞれ協議をされる、そういう点では共通をしていると思うんです。ですから、新たに費用弁償するというところで、別の組織を立ち上げるというわけですが、この2つともが所管は建設水道課ですか、それとも別々の所管でしょうか。

○西川議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 今回の空家の対策協議会というところにつきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法という部分の第7条に規定しているものでございまして、空家の対策計画という部分については、利活用という部分というよりも、特定空家を今後どのようにしていくかというのをメインとした対策計画となると考えております。利活用とは別のものと考えておりますので、ご了解願いたいと思います。

また、地域住宅計画策定委員につきましては、所管といたしましては人権課の方でやっていただいております。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 今回の回答ですけれども、最初に言いました人口減少対策で共通するところで取り組むというわけでしょう。つまり、空家対策についてもそこに定住をしてもらう、それから改築が必要でしたら、その改築の補助も検討していくということですし、それから、住宅は以前から甲良町の占用農地の問題で、住宅地が少ない。これをどういうようにして確保していくか、拡大をしていくかということも1つの課題となっています。そういう点からみたら、トータルで論議をしてもらうということが私は大事だと思うんですが、いかがですか。共通する、つまり人口減少対策に資するためというところで、2つの委員会を設置されている。つまり、共通項があるんじゃないかという質問ですが、いかがですか。

○西川議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 先ほども申しましたように、当然、空家の利活用という部分については必要なことかと思いますが、今回のこの協議会につきましては、特定空家を認定するというちょっと難しいところもありまして、取り潰しとか除却であるとか、そういうような部分をこの中で協議をいただくという部分でございまして、この住宅を活用するとかいう部分については、ここでは議論の中にはないのかなと思っております。先ほど申しましたように、特別措置法の関係でこの協議会を立ち上げるようにという法律になっており

ますので、それを立ち上げるという部分でございます。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 質問でも述べましたが、甲良町としては上位の法律があるかもしれませんが、けれども、甲良町が直面する人口減少問題、それから、空家の増大、これに対応してということは大きな問題です。それから、先ほどの答弁の中で、空家の認定をしていく上での大きな任務のウエイトがあるというわけですから、そういう場合にはその必要性に応じて委託なり、それから専門の方に依頼をする、ないしはそういう識見を持っている職員がそれに対応するということが十分、その場面、場面、常時そういう協議会を設置しなければならないというわけではないと思います。その判断は、町独自ができるものだというように思っています。

それから、監査委員の増額の問題ですが、上野氏は前期も続けておられます。以前の監査委員を見ますと、元県職員、それから元銀行マンの方だったり、特別に国家資格を持っておられる方ではなかったというように思います。今回、会計士、税理士の資格を持っておられる上野氏ですけれども、そういう点でも町の財政状況から見て、我慢という意味ではなくて、出務回数から見ても妥当な金額になるのではないかと思います。そういう出務回数や監査の業務のボリュームから見て、やはり少なすぎるということであれば、それは検討をする必要があると思いますけれども、今までその部分で言ってきたわけですし、議会から選出された監査委員との比較で見ると、1.5倍が2.2倍に上がるという点でも差をつけることになります。その差をつけることは、専門性を有する者、専門資格を持っておられる方にきちんとした報酬の対価を渡すという点の表明をする上では大事なことでありますけれども、甲良町の事情を十分察しておられる監査委員ですから、その現行のままで私に行くべきだというように思いまして、反対討論です。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第3号は可決されました。

次に、日程第5 議案第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第4号 甲良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成29年3月6日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○北坂建設水道課長 それでは、議案第4号 甲良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。別表中の下記の部分につきましての単価が値下げという部分でございます。

続きまして、2ページの中段以降のところでございます。政令第7条第2号に掲げるものからの部分を改めるところでございます。

また、3ページの上段の表を追加というところになります。

4ページをお願いいたします。注6項中の「1平方メートルもしくは1メートル未満」を「0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満」に改め、「1平方メートルもしくは1メートルとして」を「その面積もしくは全長またはその端数の面積もしくは長さを切り捨てて」に改めるところでございます。

付則といたしましては、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 全協のときにも質問させていただきました。新旧対照表中の電柱、1平方メートルに換算すると、電柱の占用面積がどんだけになるのか、占用料が幾らになるのかという点で試算を示していただきたいと言っていました。例えば第3種電柱、これの1平方メートルに換算した場合の占用料が幾らになっているのかという試算をされていまして示していただきたいと思っております。

2つ目は、町としての減収、予算書の中にも占用料が書かれていますが、前年と比べてその減額したことによって、幾らの減収になるのかということです。それが、2つ目です。

それから、3つ目は国の基準が減額されたからといって、町も減額をしなければならないかと。独自の判断、つまり条例主義が導入されていますので、甲良町で独自に条例を制定していきながら上げるのも下げるのも、また現行どおりということもやられる地方自治の権限が拡大された地方自治法になっています。その点で、今回のこの部分、国の基準が減額されたからといって、従わねばならないのか、それとも独自判断は可能なのか、この3点です。お願いします。

○西川議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 1点目でございます。第1種電柱から第3種電柱、これにつきましては、電柱の太さには関係なく、そこに乗っている電線の乗数というところでございます。第3種の電柱で換算いたしますと、細いもので6,600円程度、太いものについては3,600円程度という平米換算になるということでございます。

また、減収につきましては、まず110万円程度の今年度の収入が、1万1,000円の減というところになります。というのは、甲良町にある電柱の中で値下げにかかわる部分というところがあまりなかったというところが現状でございます。

また、道路法の施行令で定められたところにつきましては、現在、甲良町というはっきりとした地域指定もあっての変更となっておりますので、それに従ってやっていこうということに決めたところでございます。

以上でございます。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 減収額が前年と比べて、この減額の条例を適用しますと、減額が合計で1万1,000円と聞いたんですが、間違いありませんか。

○西川議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 はい、そのとおりでございます。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 反対討論をします。1つは、減収額が1万1,000円、つまり、町としてもそういう金額でしか動かないわけですから、私はもともとNTT

にしろ、それから関西電力にしろ、経営的にも体力のある企業です。資本金も十分積み増しをした企業でもあり、そういうことから見たら、住民のさまざまな負担は上がる一方です。そういう体力のある企業が減額をされる。減額の金額は大変わずかでありますけども、そういうところに減額をしていくということにはいかななものかと思えます。甲良町としては、きちんと占用料は徴収をしていくというスタンスを示す上でも、減額する必要はないということをお願いして、反対討論とします。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第4号は可決されました。

次に、日程第6 議案第5号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第5号 甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成29年3月6日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。

甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。条文を読んでいきますと非常に複雑ですので、概要の説明をさせていただきたいと思っております。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律および育児休業、介護休業と育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴います甲良町条例の一部改正でございます。

改正のポイントといたしましては、まず育児休業の対象となる子の範囲の見直しということでございます。従来の子の範囲に加えまして、特別養子縁

組の監護期間中の子および養子縁組里親に委託されている子を加えるという
ことで、育児休業を取りやすくといいますか、監護する子どもの範囲を広く
定めていくという改正でございます。

以上、よろしくお願いたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第5号は可決されました。

次に、日程第7 議案第6号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第6号 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成29年3月6日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 それでは、議案第6号でございます。甲良町職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例です。これにつきましても、条文
が非常に複雑になっておりますので、改正ポイントをご説明させていただきます。

これにつきましても、先ほどの育児休業と同様、地方公務員の育児休業等
に関する法律および育児休業、介護休業と育児又は家族介護を行う労働者の
福祉に関する法律の一部を改正する法律に伴います甲良町条例の一部改正で
ございます。

まず、介護休暇の分割の取得ということができるようになりますというこ

とで、今は介護休暇は連続した3カ月しか取れないということになっておりますが、その3カ月を3つに区切ってとることができるということになりまして、これが取得期間は3カ月ですが、6カ月の間にわたって3回にわたって分割して取得することができるという内容でございます。

もう1点は、介護のための所定労働時間の短縮措置ということで、介護休暇とは別に、連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができるようにすることができる制度を新設するものでございます。

それから、介護休暇の申し出をすることができる非常勤職員の要件の見直しというのも追加されておりました。現在、非常勤職員につきましては1年を経過するという規定があるんですが、これが6カ月を経過するというふうに、非常勤職員の要件の見直しです。非常勤職員は通常、1年の勤務で契約が変わるんですけど、それではちょっと不都合があるということで、これが6カ月雇用されていればというふうに短縮されるということで、介護休暇をとることができる非常勤職員の見直しがされたということでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第6号は可決されました。

次に、日程第8 議案第7号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第7号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成29年3月6日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 それでは、議案第7号についてご説明を申し上げます。

甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましても、文言が非常に長くなっておりますので、ポイントを説明させていただきます。

職員の扶養手当の改正でございます。現在、例えば配偶者でありますと、1万3,000円の扶養手当ということになっておりますが、平成30年から6,500円というふうに、配偶者の扶養手当が下がると。経過措置としまして、29年度、来年度は1万3,000円が1万円、それから、30年度は6,500円ということになります。

それから、子どもにつきましては、22歳までということで、現行6,500円でございますが、29年度は8,000円、30年度から1万円というふうになる。それから、孫、父母、弟、妹、障害を有する方については、現行6,500円がそのまま6,500円が変わらずということで、主に配偶者と子どもの部分での扶養手当の額が変わるという改正内容でございます。

以上、よろしくお願いたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 全協にて説明がありました、この改正については、人事院勧告の適用をするものということで理解してよろしいかというのが1つです。

それから、2つ目は現在、扶養手当の支給額が約60万、それが35万円アップする、つまり95万、約100万近くになるという説明がありました。それが間違いないでしょうか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 人事院勧告による改正でございます。2点目につきましては、100万ではなくて、29年度で約10万円。それから、30年度が36万円アップ、28年度と比べてということで、29年度は約10万円ぐらい全体で上がるかなと。それから、30年度は約35、6万上がるかなと。今の職員ベースです。人事異動とかいろんな関係で、昇給、昇格の関係も出てくると思うんですけども、いろいろ給料が変わってくると変わる可能性もありますけれど、今の人員でいきますとそういう試算になると見ております。

以上です。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより議案第7号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。
起立全員です。
よって、議案第7号は可決されました。
次に、日程第9 議案第8号を議題とします。
議案を朗読させます。
局長。

○陌間事務局長 議案第8号 甲良町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例。
上記の議案を提出する。
平成29年3月6日。
甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。
総務課長。

○中川総務課長 それでは、議案第8号でございます。甲良町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例でございます。

甲良町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を次のように改正するということで、これは地方公務員法の改正に伴うものでございまして、第10条中「およびその日後」を「、同日後」に改め、「最初の」の次に「昇給日(」を、「定める日」の次に「をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「いずれかの日」を「次の昇給日」に改める。

付則。この条例は公布の日から施行するということで、ややこしい書き方になっておりますが、これは要約いたしますと、自己啓発等休業に関する法律につきましては、大学等課程の履修、それから、国際貢献活動のための休業についてとることができるとなっております。そのことについて、そういう休業を取った場合の職場復帰したときの昇給日の変更という改正内容でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより議案第8号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。
起立全員であります。
よって、議案第8号は可決されました。
次に、日程第10 議案第9号を議題とします。
議案を朗読させます。
局長。

○陌間事務局長 議案第9号 甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例。
上記の議案を提出する。
平成29年3月6日。
甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。
住民課長。

○米田住民課長 議案第9号 甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。1枚おめくりください。

甲良町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。別表第1に次のように加える。燃えないごみ(家庭用)指定袋、1枚につき20円。

付則。この条例は平成29年4月1日から施行することをお願いするものでございます。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。
11番 西澤議員。

○西澤議員 全員協議会で搬入方法、搬入先が変わっていたことに触れて、ガスボンベなどが混入される、その危険があるということで透明の袋をとということだったんですが、透明袋ならまぎれにくいということでありましたが、袋が原因というように考えておられるのか、つまり、分別をせずに放り込んでいくというのは、袋がどうであれ、意識改革、環境の教育を徹底しないと、そのことは変わらないと思うんですが、どのように考えておられるのかが1つです。

それから、もう一つは、ごみ袋の作成費ですが、収入の金額は予算計上されています。対比ですけれども、この新しいごみ袋の作成費と袋の収入のバランス、支出、収入のバランスの説明をお願いします。

○西川議長 住民課長。

○米田住民課長 意識改革につきましては、透明の袋ということで、自分のごみに責任を持っていただくということを住民の皆さんに啓発していくということで採用させていただきました。自分のごみの排出量に応じて負担を求めるとということで、手数料として今回上げさせていただいたものでございます。

作成費等につきましては、今回は無料配布をさせていただいておりますので、80万円の作成費を使わせていただいております。今後、収入の方につきましては、まだしておりませんので、予想としては50万から80万円の手数料をいただくことになると考えております。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 今の説明を聞きますと、収入、支出、それでごみの手数料を町として獲得すると、増やしていくということにはならないというように思うんですね。そうしますと、やはり分別をきっちりしてもらおうということからみたら、今の肥料袋ないしはその他の袋で名前を書いてもらうと、つまり責任を持ってもらうということであれば、それで対応が十分できるというものですが、それは検討されたのか、またそれでどうなのかというのを説明をお願いします。

○西川議長 住民課長。

○米田住民課長 近隣の袋の採用につきましては、多賀町が先行して採用しておられまして、これに犬上郡として甲良町と豊郷町が同調して利用するというものでございます。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 私は、甲良町行政が信頼を取り戻すという大前提をやはり貫いていく必要があるというように思います。この有料袋にするという点で、ごみの行政としての負担を減らすというコメントではなかったように思います。そういうことから見れば、環境教育、そして分別の徹底、そして、一人一人にそのルールを守っていく意識を持ってもらうということですから、今回の予算、事業を見てみますと、廃油の回収もされて、環境問題に取り組むという姿勢が一步見えてまいります。そういうことから見たら、無料で配布をす

ると、今回10枚、今日これを持ってまいりましたが、立派な袋ですよ。これで作成をして有料で買ってもらうということになるわけですが、そういう点から見たら、その透明を貫くということであるならば、無料配布を行っていくというので、町の支出、80万ないしは100万以内というように思われますから、そういう配慮を私はするべきだと。

つまり、ゼロだった負担がわずかでも上がるというのは大変な問題です。つまり、町民レベルでいえば、今の甲良町の税金を着服されて、その解決ももたない、そして、その税金がちゃんと戻ってくるのかどうか、3,000万円以上あるのではないかと。それから、その他のいろんなミスが、税務上、また会計上、重なっています。そういう信頼を回復することから見たら、上げずにその環境教育を徹底するということが大事だというように思います。そのためには、町行政の幹部の皆さん、また私たち議員もそうです。そして、各種の団体の役員さんがその模範を示していくという役割を果たすことが先行していかなければならないと思います。そういうことを重点として取り組むということを申し上げ、また、透明ということにこだわるならば、無料配布できちんとやってくださいというメッセージを送るべきだと思いますので、反対討論とします。

○西川議長 ほかにありませんか。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 ちょっと私の方も、この時期やはり町民の負担を増やすということはいかななものかと考えますので、反対討論とします。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第9号は可決されました。

次に、日程第11 議案第10号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第10号 甲良町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成29年3月6日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

企画監理課長。

○中川企画監理課長 議案第10号 甲良町個人情報保護条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

今回の改正につきましては、個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴いまして、甲良町個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、地方公共団体が条例により独自にナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報提供を可能にするものであります。

甲良町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。第2条第3号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加えるものであります。

第39条の2第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改めるものであります。

付則として、この条例は平成29年5月30日から施行するものであります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第10号は可決されました。

次に、日程第12 議案第11号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

- 陌間事務局長** 議案第11号 甲良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報提供に関する条例。

上記の議案を提出する。

平成29年3月6日。

甲良町長。

- 西川議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

- 中川総務課長** それでは、議案第11号についてご説明申し上げます。

甲良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例でございます。文面が非常に長いので、これにつきましては全協のときに建部議員から県下の状況はどうなっているんやというご質問があったと思いましたが、県の方に確認をいたしましたところ、何件という答えではなかったんですが、もう方が施行されて一年以上たっているということで、全ての市町で条例制定されているものと認識しているというような回答でございましたので、多分できていないのは甲良町だけかなとは思っております。

それは、そういう形になっているということでございますが、これにつきましては、いわゆるマイナンバー法が1年前に施行されましたので、これに伴う町の条例の制定ということで、役場内での事務を進めていく上で特定個人情報の提供、連携について定めているものでございます。

1枚めくっていただきますと、別表1から6ページまで所掌事務がございますけれど、これらの庁内事務をやっていくために、いわゆるマイナンバーを使いまして効率的に事務を進めていくという内容になっております。

先ほど、個人情報の議案で条例の改正等がありましたけれど、情報セキュリティのことも進んできて、この3月1日から取り組んでいっているということもふまえて、今回また新たに条例を提案させていただくものでございます。よろしく願いいたします。

- 西川議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

5番 野瀬議員。

- 野瀬議員** この議案ですけれども、過去2回出していただいて、2回否決ということに至っております。端的に過去2回から、こういうポイントでこう変わったというところで、今度は大丈夫だというところの根拠を示していただきたいんですけれども。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 改正点ではありますが、去年も議員のご指摘で、準備ができてからという話がありましたので、まず、セキュリティポリシー等をはじめ、マニュアル類を整理したことと、あとパソコンの関係で強靱化ということで入れかえもしましたので、そういう体制が整ったということで、とりあえず3月1日からキックオフさせてもらったというような状況であります。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 情報セキュリティの文書はできましたということで、この前、説明いただいたんですけども、これに対する各課への落とし込み、教育はきちっとされているのか、また途中段階なのか、その辺はどうでしょうか。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 マニュアルができた段階で全職員を対象に11月に研修をしています。そのあと、各課から特定個人情報なりの洗い出しを行ってもらいまして、今そういう整理ができましたので、3月1日から運用するというので、3月1日の課長会でいま一度こういうルールを守るようにということの指示はして、今は運用している段階であります。

○西川議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 2点、質問いたします。1つは、法による強制的な実行をしなければならないというように変わったのかどうかです。これが1点目です。というのは、今現在、確定申告の受付の最中です。国税局の方もマイナンバーの確定申告書になっています。けども、この記載について、記載がなければ受付できないのかという問い合わせが何件もあるようです、報道を見ますと。私の知っている方も、マイナンバーを書くのはいやだといって、税務署の受付で言えば結構ですというので、ちゃんとその他の記載があれば受付をされています。つまり、強制力がないんですね。それで、法の強制が始まったのかということが1点目、説明をお願いします。

それから、2つ目には全協でも論議がありました。立派なセキュリティポリシーが作成された。けども、人間がやることだからミスが起こるという意見もありました。全くそのとおりだと思います。甲良町では、それが頻繁に起きています。現に金の誘惑で職員が着服をします。それも、管理ができない、そしてその後の全容もまだ説明が庁舎として、役場として説明が進まない中で、信頼のところが揺らいでいます。そういう中でマイナンバーは大変重要な番号に今後なっていきます。そういうところから見たら、リスクの危険性を広げるということは、やはりとめるべきだと思いますが、この2点、お答え、説明をお願いします。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 各種の届出等とかにマイナンバーを書かなければいけないということにはなっておりません。なっておりませんか、書かなければその事務を受け付けてもらえないかという、そうではないということは認識しております。

それから、リスク管理の話ですけれど、総務課の方では29年度はさらにリスク管理についての研修を深めていって、さらに第三者委員会も進んでいきますので、その後またそのような意見を受けながら、さらにリスク管理については職員の資質を高めていく取り組みをしていきたいと思っております。

以上です。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第13 議案第12号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第12号 平成28年度甲良町一般会計補正予算(第6号)。

上記の議案を提出する。

平成29年3月6日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○宮川総務課参事 それでは、私の方から説明をさせていただきます。表紙裏面をご覧ください。

議案第12号 平成28年度甲良町一般会計補正予算(第6号)。今回の補正は、840万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を40億8,880万1,000円とするものでございます。内容につきましては、第1表、歳入歳出予算補正で説明いたします。繰越明許費につきましては、第2表、繰越明許費で説明をいたします。また、地方債の補正につきましては、第3表、地方債補正で説明をいたします。

それでは、1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。11款 分担金及び負担金、補正額105万6,000円、12款 使用料及び手数料3万5,000円、13款 国庫支出金1,077万4,000円の減、14款 県支出金1,558万3,000円の減、16款 寄付金2,500万円、19款 諸収入56

6万4,000円、20款 町債1,380万円の減。歳入合計、補正前の額40億9,720万3,000円、補正額840万2,000円の減、合計40億8,880万1,000円でございます。

2ページをお開きください。

歳出。1款 議会費、補正額37万円の減、2款 総務費2,703万9,000円、3款 民生費1,645万7,000円、4款 衛生費935万円の減、6款 農林水産業費3,438万5,000円の減、7款 商工費140万円の減、8款 土木費330万7,000円。

3ページをご覧ください。

9款 消防費ゼロ円、10款 教育費970万円の減。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費。2款1項 総務管理費、高虎公キャラクター商標登録事業100万円、3項 戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業57万4,000円、3款1項 社会福祉費、臨時福祉給付金事業3,154万1,000円、6款1項 農業費、地方創生拠点整備事業8,350万円、9款1項 消防費、甲良町防災センター整備事業3,640万円、10款1項 教育総務費、教育施設整備事業800万円でございます。

5ページをご覧ください。

第3表、地方債補正。起債の目的、公共事業等債（町道改良分）530万円の減、限度額、補正前2,340万円、補正後1,810万円、地方創生拠点整備事業債、補正予算債850万円の減、5,000万円、4,150万円、合計1,380万円の減。補正前2億5,221万6,000円、補正後2億3,841万6,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 4ページの繰越明許費ですが、これは平成29年度に繰り越していくという明細だと思いますが、その原因、それぞれ簡潔に説明していただきたいと思います。とりわけ、個人番号カードの交付事業54万7,000円が繰り越しされます。この枚数、1枚500円の手数料からみますと、約1,140枚ほどあるんですが、これが繰り越されていくと。つまり、個人番号カードの発行の申請が町民全体から見て進んでいないような状況がうかがわれますが、進行状況と今後の見通し、説明をお願いしたいと思います。それが1点です。

それから、2点目は9ページのところで見ました、いわゆる収入、9ペー

ジやそれから説明のところの歳入で項目を見てみますと、着服事件の第三者弁償3,000万円が今回入るのかなと思っていましたら、その3,000万は入っていません。一般会計なり、特別会計なりにも計上しない、つまり、弁護士を通じて第三者弁償がされている金額が保管されている状態だということのように私は思いますが、何らかの記載が必要ではないかと思うんですが、その見解、説明をお願いします。

それから、3つ目は17ページの除雪費のところですか。それぞれ一般質問でも質問をされる予定の議員がおられますけれども、ここでは補正予算として上がっている点で説明をお願いしたんです。除雪の委託の2,000万が計上され、当初予算と足しますと増えてくると思いますが、その点での課題、そして、この2,000万の金額で十分いけるのか、今の豪雪に見舞われたときの課題、それがどのように算定されるのか説明をお願いします。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 まず、1つ目の繰り越しの明細のところを簡単にということなので、企画は2つ説明させていただきます。

まず、高虎公のキャラクターの商標登録の関係ですが、一応、商標登録をする項目は調べたんですが、実際のふるさと館でちょっと販売してもらうのに、地元の調整がまだ整っていないと。今はとりあえず改修の方に地元の方が一生懸命やってくれているので、繰り越しをさせていただきました。

それと、地方創生拠点整備事業であります。これは12月補正で上げさせてもらいましたが、内示については1月の末か2月の頭に来ましたので、繰り越して進めるということで、今、金屋さんとの打ち合わせとか、そういう協議を今年度させてもらって、実際、入札なり業者の選定は来年度ということの予定をしております。

以上です。

○西川議長 住民課長。

○米田住民課長 個人番号カードの方の繰越明許費の方でございますが、国の方から国庫支出金として57万4,000円が入ってまいりまして、番号制度関連事務負担金ということで、J-LISの方に地方公共団体情報システム機構の方に57万4,000円を支払うというもので、それを年度を越えて支払うということでございます。

○西川議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 保健福祉課の方では、臨時福祉給付金事業の方を今回3,154万1,000円という形で繰り越しさせていただいています。それは、平成28年度の臨時福祉給付金3,000円の支給対象の方に対して、再度26年4月に実施した消費税値上げに伴う所得の少ない方への影響緩和とい

う形で、これの申請受付の方が3月2日から29年6月2日まで行うことになっておりますので、そういった形で明許させていただいています。

○西川議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 教育費につきましては、西小学校の体育館の東側の外壁工事の改修なんですけど、28年度に予算計上させていただきましたが、設計委託をしたところ、150万ほど足りなかったということで、この3月補正で150万を計上させていただいて、翌年度に繰り越すというものでございます。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 基本台帳のところ、個人番号の発行状況も質問させていただきましたが、抜けていますので、よろしくをお願いします。

○西川議長 住民課長。

○米田住民課長 現在のところの発行状況といたしましては、約580枚ぐらいです。

○西川議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 除雪費の2,000万でございますが、当初予算では100万円の計上をいたしております。足しまして、ただいま2,100万円の予算額となっておりますのでございます。一般質問でもいろいろとご指摘等いただいておりますが、まだ今のこの段階では2,100万円ですが、2月分が一部計上されておられませんので、トータルで多分2,300から400万円、また増えるかなと考えております。

課題といたしましては、路線の数はほぼ町道をあけていたと認識しております。ただ、ほんの30%弱の町道をどうするのかというところを今後検討していくのかなと思っております。100%の町道をあけるというのは困難ではないかなと思っておりますのでございますが、それをどういうふうな手だてをしていくかというのが今後の課題かなと思っております。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、今の除雪のところですけども、2月分を足すと合計で2,300万、今、計上が2,100万ですから、合計で。今の時点でも超してしまう可能性も出てくるとすれば、これは専決で解決をするつもりをされているのかなと思いますが、2月の除雪の費用がそこでわかっているなら、金額をその部分を含めた計上にするというのが正当だと思っておりますが、そこはどのようにして処理をされる予定ですか。

○西川議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 日報などの精査、まだ確定ではございませんけれども、精査をしていかなあかんという部分がまだ残ってはおります。それを精査し

てもそんなに大きくは変わらないのかなという思いで、230かそんなもの
ですということをお答えさせてもらったもので、まだ今やっているところ
でございます。今のご指摘のとおり、専決の補正でその部分を足させていただ
きたいなど。

○西澤議員 オーバーするんですか。

○北坂建設水道課長 はい、そうです。超えます。超えるもので、その部分に
ついては、専決補正でお願いしたいというふうに思っております。

○西川議長 ほかにありませんか。

総務課長。

○中川総務課長 先ほどの3,000万の件ですが、一応、弁償金という形で
町の方には収入しておりますが、その弁償金の名目自体が、弁償金といいま
すと、要するに町が請求をして返しますというのが弁償金という趣旨でござ
いいますが、今回の3,000万については町が請求したものではありません。
相手方から返すと、第三者弁済で返すと言ってきたものですので、町の方
でその収入の科目だけの話なんですけれども、ないとすると寄付金になる
のかなと、ちょっとそれもどうかと、その辺の整理がまだつけていなくて、
県とも協議しているというところです。最終は決算報告の中でさせていただ
くという形になるのかなと思いますが、趣旨からして、その3,000万を
繰り越してどうのこうのとするようなものではないので、今回も繰り越しに
は上げていないと。いわゆる財源となってしまうという形ですね。もちろん、
それは町は担保しまして、それをきっちり県に支払う県税であったりとか、
あるいは町の方で何税に充て込んでいくんやということを整理しないと、な
かなかちょっと収入、支出の整理がちょっとなかなかまだつけられない状況
がありますので。といいますのは、何税を幾ら取られたんやということを確認
していかなければいけないということもありますので、その3,000万
だけをもってどうこうということは、なかなかしにくいという状況もあるの
で、今のところはそういう形で処理をさせていただいているということでご
理解をいただけたらと思います。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第14 議案第13号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第13号 平成28年度甲良町介護保険特別会計補正予
算(第3号)。

上記の議案を提出する。

平成29年3月6日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 議案第13号 平成28年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。予算書、表紙裏面をお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,742万5,000円とするものでございます。

それでは、1ページをお願いいたします。

歳入。3款 国庫支出金、補正額79万5,000円、4款 支払基金交付金84万円、5款 県支出金37万5,000円、6款 繰入金99万円。歳入合計、補正前の額7億9,442万5,000円、補正額300万円、合計7億9,742万5,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。

歳出。2款 保険給付費、補正額300万円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。よろしくをお願いいたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ここで休憩を取りたいと思います。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○西川議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

ここでお諮りします。

これより審査願います日程第15、議案第14号から日程第23、議案第22号までの平成29年度の各会計当初予算については、会議規則第39条の第1項の規定により、お手元に配布しておきました議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、日程第15 議案第14号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第14号 平成29年度甲良町一般会計予算。

上記の議案を提出する。

平成29年3月6日。

甲良町長。

○**西川議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○**宮川総務課参事** それでは、予算書の裏面をご覧ください。

議案第14号 平成29年度甲良町一般会計予算。

第1条 歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ45億650万円とするもの
でございます。内容につきましては、第1表で説明いたします。

第2条 債務負担行為につきましては、第2表で説明いたします。

第3条 地方債につきましては、第3表で説明いたします。

第4条 一時借入金につきましては、借入最高額を6億円と定めるもの
でございます。

第5条 歳出予算の流用を定めるものでございます。

それでは、1ページをご覧ください。

第1表。歳入歳出予算、歳入。1款 町税8億3,705万1,000円、
2款 地方譲与税3,400万円、3款 利子割交付金120万円、4款 配
当割交付金360万円、5款 株式等譲渡所得割交付金200万円、6款 地
方消費税交付金1億1,570万円、7款 自動車取得税交付金1,100
万円、8款 地方特例交付金190万円。

2ページをご覧ください。

9款 地方交付税14億6,300万円、10款 交通安全対策特別交付
金130万円、11款 分担金及び負担金4,595万6,000円、12
款 使用料及び手数料2,536万5,000円、13款 国庫支出金2億
5,379万2,000円、14款 県支出金2億4,999万円、15款
財産収入2,967万8,000円。

3ページをご覧ください。

16款 寄付金8,010万円、17款 繰入金3億2,780万5,0
00円、18款 繰越金4,000万円、19款 諸収入1億1,176万
3,000円、20款 町債8億7,130万円。歳入合計45億650万
円でございます。

4ページをご覧ください。

歳出。1款 議会費6,775万6,000円、2款 総務費6億4,0
39万2,000円、3款 民生費12億2,505万8,000円、4款
衛生費3億703万1,000円、5款 労働費54万8,000円、6

款 農林水産業費 1 億 1, 7 5 8 万円。

5 ページをご覧ください。

7 款 商工費 4, 2 7 0 万 4, 0 0 0 円、8 款 土木費 4 億 5, 9 6 8 万 6, 0 0 0 円、9 款 消防費 8 億 1 9 7 万 2, 0 0 0 円、1 0 款 教育費 4 億 2 1 5 万円、1 1 款 災害復旧費 2 万 5, 0 0 0 円。

6 ページをご覧ください。

1 2 款 公債費 4 億 3, 7 8 9 万 1, 0 0 0 円、1 3 款 諸支出金 2 0 万 7, 0 0 0 円、1 4 款 予備費 3 5 0 万円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

次に、7 ページをご覧ください。

第 2 表、債務負担行為。事項、滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償、期間、平成 2 9 年度から平成 4 1 年度まで、限度額、実質損失額の 1 0 分の 8 について、1 9 7 万 6, 0 0 0 円でその損失を補償するものでございます。

以下の 5 事業につきましては、期間といたしましては平成 2 9 年度から平成 3 0 年度までとなっております。まず、都市計画マスタープラン改定事業、1, 1 0 0 万円、甲良東小学校修学旅行事業 1 3 0 万円、甲良西小学校修学旅行事業 1 0 0 万円、甲良中学校修学旅行事業 5 7 0 万円、学校保健検査事業 2 2 0 万円でございます。

次に、8 ページをご覧ください。

第 3 表、地方債。起債の目的、臨時財政対策債、限度額、1 億 4, 1 0 0 万円、高虎ふるさと館整備事業債 9 0 0 万円、地方道路等整備事業債 3, 6 8 0 万円、公共事業等債（町道改良分）1, 8 0 0 万円、防災センター整備事業債（単独）2, 9 8 0 万円、防災センター整備事業債 6 億 3, 6 7 0 万円。計、8 億 7, 1 3 0 万円でございます。

以上で、説明を終わります。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

1 1 番 西澤議員。

○西澤議員 事業、予算の細部にわたっては、予算決算常任委員会で論議がされるものだと思いますが、予算編成の基本理念ですから、町長に 3 点お尋ねをいたします。

これは、基本理念の総括にかかわることだと私は考えますので、主に予算の概要の 1 ページ、2 ページの部分であります。1 つは、1 ページの⑥、これは各課の連携が強調されている記述になってはいますが、過去には目につかなかった内容だと思います。どのような行政事情を認識されて、そして何が動機でこういうように連携を強調するということになったのかの説明をして

いただきたいと思います。

2つ目は、2ページの下の部分です。終わりの部分ですね。予算不足の手当てがざっと記述されているわけですが、合計しますと3億600万不足すると読み取れます。町税の収入の減、900万も減収見込みがあることなど、財政基盤がさらに弱体化することが懸念されます。そのことがこのページの末尾の方で表明されています。そういう中にもかかわらず、防災センターの建設を始めていくという予算が計上され、南部工業団地についても非常に大事業が今後進んでいくということで、予算上の表明があります。この点について、私は矛盾するということに思いますが、町長はどのように考えておられるのか。全協にて公約だという一言を言われましたが、その公約の中身、防災センターの内容や必要性、それからどんなものを建てようとしているのか、あの公約の中には詳細は記述されていません。そういう点ではどう考えているのかということです。

3つ目は、先ほども質問しましたが、着服事件にかかわる3,000万の第三者弁償です。これは、地方財政法や甲良町の規則から見ても、全ての行財政、とりわけ財政の中身については公表するというのが大原則になっています。ですから、着服事件が起きてから、1年がもう既に経過をするわけですね。3,000万が入金されたとされる、つまり、私たちは確認できません。報告で書面でいただいているだけです。金銭の報告はわからない状況のままです。ですから、1年経過する中で、仮受けないしは仮の入金という形で特別会計を設置するなり、またこれは最初のところの議案でも総務課長に説明いただきましたが、税目は何なのかに特定しないと、これの入金というのが明記されないということですが、3,000万が親から弁済されたというのは事実だろうと思うんです。そういうように説明がありましたから、仮受けで何らかの処理をして、甲良町会計に入っているということを書面で示す必要があると考えるんですけども、その3点、町長の基本理念ですから、論議の基礎となると思いますので、よろしくお願いします。

○西川議長 町長。

○北川町長 予算の概要で今質問をいただいた部分では、各所属間の連携の徹底、これについては当然のことありますので、新年度の予算を執行するにあたっては、各部署がしっかりと連携をとって予算を執行し、そして町民の負託に応えるという意味で協力関係をしっかりと構築するということを前提にしておりますので、そういう部分で予算編成にあたってはそういうことを各課には強く理解をするようにという指示を出しております。したがって、予算執行にあたっては万全の態勢で取り組んでいきたいと思っております。

それと、防災センターにつきましては、これは私の選挙出馬の公約の1つ

でもあります。甲良町においては自然災害、特に水害、大雨によるそういう部分で犬上川も氾濫寸前というような事態も何回か経験もしております。そうした中で、防災センターを拠点としてそういう災害を未然に防ぐためのいろんな拠点の中で状況把握をするというような意味合いでは拠点が大事かなということと、消防団が毎月集まっていたいて、いろんな形で地域の安心、安全のためのいろんな作業をしていただいています。その部分についても、拠点施設がないというようなこともございます。そういうことも含めて消防団の1つの拠点施設で、そこで常に集まっていたいて、いろんな協議、会議も行っていただく、そして、防災センターをつくることによって、そのあいている空き地の部分で訓練活動もしっかりそこでやっていただく。あるいは、いろんな災害が起きたときの、例えば救助活動やあるいは炊き出しや、そうしたものにも使っていただくということと、それと前にも言いましたように、建設水道課の建物がもう耐震がゼロですので、いつ何時こわれるやわからないということもあって、そういう関係の部署は防災センターをつくることによって、その事務所に入っていたいてということと、もう一つ、裏の倉庫、これを交差点改良をしますので、そのことによって立ち退きということがもう確定しております。そういう部分で、そういう倉庫も同時に併設をしてつくるといようなことで、いろんな形で防災センターの活用は何度も説明しているのではないかなと思っております。

それと、着服の第三者弁済、これは着服した本人が自分で両親に僕はこの程度の着服をしたというようなことの話ができていというようなことではないかなということ、親が代理弁済をして、早いこと切りをつけたいという相手側の思いかなと、これは私の想像ですから何ともわかりませんが、そういうことで第三者弁済が、こちらが要求しているわけでもないうちにされたと認識をしております。

ただ、先ほど質問されたように、総務課長が答えていますように、こちらは受けたわけですが、これは要は入ってきた収入と、それに対してそれを支出する部分が収入と支出のきちとした科目、項目ができないことには、表に出してそれを予算として上げるということはまだ難しいという総務課長の答弁であったと私も理解しておりますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 私の聞いたところで、ポイントが説明いただいていないと思うんです。それは、この3,000万が町の方から口頭で説明を受けているだけです。もちろん記録が議事録に残ってまいりますけども、こういうように預かっているという書面はありません。ですから、私が言っているのは何らか

の会計を設置して、仮受けでする必要がある、ないしは基金に置いておく。つまり、収入のもとや使い道がわかってくるまで、何らかの方法で財政法に基づいた記述を議会に示すというのはルールですから、それが必要ではないかという点はどのようにお考えでしょうか。それが、1です。

それから、2つ目はこの⑥、1ページにある連携。これは以前も口頭では何回か聞いていますし、記述にあったのかもしれませんが。けども、課同士の各課の連携がされていない事例が幾つも議員によっても指摘をされていますし、私自身も感じているところがあります。大きな事業で言えば、南部工業団地の問題で、西明寺さんの隣接するところでいろいろ西明寺さんがボールを投げておられます。文書も弁護士さんを通じて抗議文も出されていますし、また町の方からも西明寺さんにお問い合わせ文書が出されています。それにあたって、1つの事例ですけれども、そういう文書が出ていることは建設水道課が知らないという状況もありました。そういう点では、大事な隣接する西明寺さんですから、そことの折衝がどうなっているかというのは、庁舎内で認識を共有していく必要があると思うんですけれども、そういう事例もふまえてこういうようになったのかと私は聞いているんですが、それはどうなんでしょうか。

○西川議長 町長。

○北川町長 着服の件については、先ほど総務課長が言いましたように、入と出の関係をきちっと構築するというので、今現在、県の方に問い合わせたり、協議をしたりしながら進めているというようなことでもありますので、そのことが早急にある程度協議が進んで、どういう処理の仕方がいいのかということがわかれば、また議員の皆さんにもそのことはお示しをしようということになろうと思います。

それと、横の連携の中で、工業団地の西明寺さんの件については、事あるたびにいろいろと担当課の方が西明寺の方に説明にも行っております。もともと西明寺さんは工業団地をつくるということに対しては賛成をいただいております。ところが、ごみ焼却場の問題からちょっと考えが変わってきたというようなことでもありました。しかし、その後、ごみ焼却場の問題をここで議論するわけではありませんが、その問題については甲良町としては候補地として手を挙げるということはいたしませんというようなことでもありました。ただ、西明寺さんは湖東三山の1つの寺あるいは金剛輪寺もその湖東三山の1つの寺ということで、愛荘が手を挙げているというようなこともあって、湖東三山として焼却場の問題があるというような説明もされて、そういうこともあって、我々もその都度、説明はさせてもらっていると思います。そんな中で、ごみ焼却場の問題も今月中に確定するのか、4月まで及ぶのか

ちょっとそれは管理者会の方で今、協議をしておりますので、もう少し時間の猶予をいただきたいと思いますが、それとは別に、工業団地の方は理解をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、西明寺さんの考えそのものがどういう方向かということは、私らも説明をしっかりとさせてもうて理解をいただくということに尽きると思っております。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 南部工業団地の是非を私は聞いているわけじゃないんですね。この⑥にあるのは、連携のことが強調されているわけですから、そういう連携から外れた事例をふまえてやっているのかということで質問していますので、そういう連携が不足している事例を認識されているのであれば、こういう事例があったというのを示していただければ結構なんです。南部工業団地の是非、それから、西明寺さんの協力関係云々は、私は今、質問をしていません。そういうことを担当する課が共有してちゃんとやっているのかということで聞いていますのでお願いします。

それから、もう一つは財政法の関係で、3,000万という金額です。金額の多い少ないはありません。条文は直接、私が示すことは今できませんけれども、甲良町の保有財産、会計、金額等々、それは全て議会に報告するというのが大原則になっています。そこから見て、何らかの手当てをする。県との協議と言われましてけれども、町がきちっと判断するというのが大事ではないですか。このこと2点、お願いします。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 南部工業団地の内部の体制であります、企画から所管しておりまして、当然、大きい事業でありますので、当初から総務課と産業課と建設水道課で情報共有しながら進めております。途中から環境のことも想定できますので、昨年からは住民課長を入れて定例的な打ち合わせをしております。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 予算書に上がっていないやんかというようなことですが、隠しているわけでもありませんし、入った直後には議員の皆様には一応こういう形で入りましたので報告させていただきますということでいったんさせていただきますので、その事務処理の部分で少し手こずっているという言い方は変ですけども、整理の仕方をやむ雲に何でもええというわけにはいきませんので、これは予算ですので、しっかりとやっぱりやらなければいけないということがありますので、例えばええかげんに雑入で受けておくんかいと、そんなわけにもいきませんし、寄付金というのもちょっとどうなんやろなということもありますので、その辺を県とも整理しながらどういうふう

なことにしていこうかということで今やっているという段階ですので、その辺は少し了承いただいて、これが議会に何も報告していませんよということであれば、これは大問題だと思うんですけど、ああいった時点で早い時期には報告させていただいているということで少しご理解をいただけたらとは思いますが。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第16 議案第15号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第15号 平成29年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成29年3月6日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○米田住民課長 それでは、議案第15号 平成29年度甲良町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。予算書表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億9,552万7,000円をお願いするものでございます。債務負担行為につきましては、第2表、債務負担行為でご説明申し上げます。一時借入金の借り入れの最高額は6億円と定めるものでございます。

それでは、1ページ。第1表、歳入歳出予算をお願いいたします。

歳入。1款 国民健康保険税1億6,568万円、2款 使用料及び手数料6万円、3款 国庫支出金2億4,293万4,000円、4款 療養給付費交付金1,450万6,000円、県支出金7,821万9,000円、6款 共同事業交付金2億2,565万8,000円、7款 財産収入1,000円、8款 繰入金1億3,542万9,000円、9款 繰越金1,000円。

次のページをお願いいたします。

10款 諸収入100万8,000円、11款 前期高齢者交付金2億3,203万1,000円。歳入合計10億9,552万7,000円をお願いするものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出。1款 総務費4,159万4,000円、2款 保険給付費6億899万1,000円、3款 老人保健拠出金8,000円、4款 介護保険納付金4,605万1,000円、5款 共同事業拠出金2億4,967万4,000円、6款 保険事業費2,893万円、7款 基金積立金1,000円。

4ページをお願いいたします。

8款 諸支出金90万1,000円、9款 公債費635万円、10款 後期高齢者支援金等1億1,072万円、11款 前期高齢者納付金42万1,000円、12款 予備費188万6,000円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

次、5ページ。

第2表、債務負担行為。事項、データヘルス計画および特定健康診査等実施計画策定事業、期間、平成29年度から平成30年度まで、限度額700万円をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第17 議案第16号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第16号 平成29年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成29年3月6日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○米田住民課長 議案第16号 平成29年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,350万4,000円と定めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。歳入。1款 後期高齢者医療保険料4,342万1,000円、2款 使用料および手数料1万円、3款 繰入金2,986

万3,000円、4款 繰越金8万9,000円、5款 諸収入12万1,000円。歳入合計7,350万4,000円をお願いするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳出。1款 総務費570万9,000円、2款 後期高齢者医療広域連合納付金6,758万6,000円、3款 諸支出金19万8,000円、4款 予備費1万1,000円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第18 議案第17号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第17号 平成29年度甲良町介護保険特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成29年3月6日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 議案第17号 平成29年度甲良町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億7,372万5,000円と定めるものでございます。一時借入金の借り入れの最高額は1億5,000万円と定めます。

1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。歳入。1款 保険料1億5,202万7,000円、2款 使用料および手数料1,000円、3款 国庫支出金1億8,367万8,000円、4款 支払基金交付金2億405万9,000円、5款 県支出金1億425万円、6款 財産収入1万5,000円、7款 繰入金1億2,869万円、8款 繰越金100万円、9款 諸収入5,000円。

2ページをお願いいたします。

歳入合計7億7,372万5,000円です。

続いて、3ページをお願いいたします。

歳出の部。1款 総務費3,459万3,000円、2款 保険給付費7

億 1,061万9,000円、3款 地域支援事業費 2,495万6,000円、4款 基金積立金 1万5,000円。

4ページをお願いいたします。

5款 公債費 1,000円、6款 諸支出金 30万1,000円、7款 予備費 324万円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第19 議案第18号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第18号 平成29年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成29年3月6日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

○西川議長 住民課長。

○米田住民課長 議案第18号 平成29年度甲良町墓地公園事業特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ226万5,000円と定めるものでございます。

1ページ、第1表をお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。歳入。1款 繰越金 1万円、2款 使用料および手数料 166万円、3款 諸収入 2万1,000円、4款 財産収入 1万円、5款 繰入金 56万4,000円。歳入合計は226万5,000円でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

歳出。1款 墓地公園管理費 59万5,000円、2款 諸支出金 166万円、3款 予備費 1万円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第20 議案第19号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第19号 平成29年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成29年3月6日。

甲良町長。

○**西川議長** 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○**陌間人権課長** 議案第19号 平成29年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算をご説明申し上げます。表紙裏面をお願いします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,956万1,000円と定めるものでございます。一時借入金につきましては、最高限度額を2,000万円と定めるものでございます。

続きまして、1ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算。歳入。1款 県支出金63万2,000円、2款 繰入金873万6,000円、3款 繰越金1,000円、4款 諸収入1,019万2,000円。歳入合計1,956万1,000円でございます。

続きまして、2ページをお願いします。

歳出。1款 総務費951万8,000円、2款 公債費104万1,000円、3款 諸支出金900万円、4款 予備費2,000円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○**西川議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**西川議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第21 議案第20号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第20号 平成29年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成29年3月6日。

甲良町長。

○**西川議長** 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○**陌間人権課長** 議案第20号 平成29年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算をご説明申し上げます。表紙裏面をお願いします。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ600万2,000円と定めるものでございます。

1ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算。歳入。1款 財産収入600万円、2款 繰越金1,000円、3款 諸収入1,000円。歳入合計600万2,000円でございます。

次、2ページをお願いします。

歳出。1款 公共事業用地取得事業費100万円、2款 諸支出金500万円、3款 予備費2,000円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○**西川議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**西川議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第22 議案第21号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第21号 平成29年度甲良町下水道事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成29年3月6日。

甲良町長。

○**西川議長** 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** それでは、議案第21号 平成29年度甲良町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,065万9,000円とお願いするものでございます。第1表にて内容を説明させていただきます。第2条、債務負担行為でございます。第2表でご説明申し上げます。第3条、地方債でございます。第3表でご説明申し上げます。第4条、借り入れの最高額を3億円と定めるものでございます。第5条、歳出予算の流用について、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、下記のとおりでございます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表、歳入でございます。1款 分担金及び負担金97万6,000円、2款 使用料及び手数料9,220万円、3款 国庫支出金1,240万円、4款 財産収入3万2,000円、5款 繰入金2億1,949万9,000円、6款 繰越金10万円、7款 諸収入25万2,000円、8款 町債1億5,520万円。歳入の合計額は4億8,065万9,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 総務費5,119万8,000円、2款 下水道事業費8,114万4,000円、3款 公債費3億4,781万7,000円、4款 予備費50万円。歳出合計額は、歳入合計と同額でございます。

3ページをお願いします。

第2表です。債務負担行為でございます。事項、下水道事業公営企業化移行事業、期間、平成29年度から平成31年度まで、限度額は4,800万円でございます。

4ページをお願いいたします。

第3表、地方債でございます。起債の目的は公共下水道事業債、限度額を580万円、資本費平準化債が1億2,000万円、流域下水道事業債1,150万円、公営企業会計適用債1,790万円。起債の合計額は1億5,520万円をお願いするものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第23 議案第22号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第22号 平成29年度甲良町水道事業会計予算。

上記の議案を提出する。

平成29年3月6日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○北坂建設水道課長 それでは、議案第22号 平成29年度甲良町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、2条、業務の予定量、給水口数2,800口、年間総給水量92万

立方メートル、1日平均給水量2,521立方メートル、主要な建設改良工事といたしましては、配水池外壁工事でございます。

それでは、3条、収益的収入および支出でございます。収入の部、第1款 水道事業収益2億451万7,000円。支出の部、第1款 水道事業費、水道事業収益同額でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

4条、資本的収入および支出でございます。収入の部、第1款 資本的収入1,000円。支出の部、第1款 資本的支出9,034万6,000円、資本的収入額が資本的支出額に不足する額9,034万5,000円は、当年度損益勘定留保資金5,633万8,000円、繰越利益剰余金3,400万7,000円で補填するものでございます。

第5条、一時借入金の限度額は1億円でございます。

第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。流用できる場合は下記の1番、2番でございます。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。職員給与費1,546万9,000円でございます。

第8条、他会計からの負担金でございます。他会計からの負担される金額は524万4,000円でございます。

第9条、利益剰余金の処分でございます。建設改良積立金3,400万7,000円でございます。

第10条、棚卸資産の購入限度額は300万円と定めるものでございます。

以上、どうぞよろしく申し上げます。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 水道事業の全体にかかわることだと思っておりますので、1点質問します。

1つは、以前から懸案になっていました盗水の疑惑です。以前から私も他の議員も質問していると思っておりますが、盗水疑惑は一切なくなったという宣言ができるのかという質問やそういう疑惑は一切解消されたという宣言を行うべきだというように思っていますが、この18ページ、特別会計の記述のところでも、そのことに全力を挙げるなり、それからそのことで体制を強化するということが書かれていませんが、水道事業の公平さ、公正さを確保する上で、甲良町では大事な問題、課題なんですよね。そこをどうのように考えておられるのか、単に記述が漏れたということなのか、それともこうのように考えているというのを説明お願いいたします。

○西川議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 以前からご説明させてもらっていますとおり、現在は漏水調査などの各戸の点検をしておるところでございます。いずれはメーター交換でさらにはっきりとすることと感じておりますが、今の段階でそのような解消したということを宣言するようなものではないと思っております。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第24 甲良町選挙管理委員および同補充員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、本職において指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定しました。

甲良町選挙管理委員に、池寺の村岸啓司氏、横関の・川絹子氏、長寺の橋本猛氏、下之郷の西堀與一氏を、同補充員の第1順位に金屋の佐々木清一氏、第2順位に呉竹の山本義美氏、第3順位に尼子の高橋謙一氏、第4順位に法養寺の白木澄治氏を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました村岸啓司氏、・川絹子氏、橋本猛氏、西堀與一氏を甲良町選挙管理委員に、また、同補充員の第1順位に佐々木清一氏、第2順位に山本義美氏、第3順位に高橋謙一氏、第4順位に白木澄治氏を甲良町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々が甲良町選挙管理委員および同補充員に当選されました。

次に、日程第25 同意第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 同意第1号 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成29年3月6日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。
町長。

○北川町長 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。
甲良町公平委員会委員のうち1名が任期満了となるため、次の者を選任することにつき、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所、犬上郡甲良町大字法養寺512番地、氏名、松原久司、生年月日、昭和22年3月23日。

提案理由としましては、松原久司は企業に40年余り勤務をされ、その中で労務管理等の業務経験も長く、人事行政に精通をされております。また、公平委員の職務も理解をされており、行政の知識、経験とも豊富であることから、適任者であると判断し、今回、3期目になりますがお願いするものであります。よろしく申し上げます。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより同意第1号を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。
起立全員であります。

よって、同意第1号は同意されました。

ここで、暫時休憩したいと思います。開会を午後1時としたいと思います。
よろしく申し上げます。

(午前11時37分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○西川議長 休憩前に続きまして、再開します。
ここで、1点訂正します。

議案第11号の新規条例については、全協での総務課長の説明や午前中の野瀬議員の質問で2回否決されたという発言でしたが、今回で4回目の上程

となりますので、訂正いたします。

次に、日程第26 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により1人30分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問をしてください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、最初に6番 阪東議員の一般質問を許します。

6番 阪東議員。

○**阪東議員** 6番 阪東です。今ほど西川議長のお許しをいただきましたので、これより通告書に従って一般質問の方をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、昨年4月以降、施行されました改正農業協同組合法の一部改正により、農業委員会等についても改正をされました。改正の趣旨につきましては、農地利用の最適化、担い手の集積、集約化、耕地放棄田の発生防止というところで、それと新規参入の人々を促進するという改正の内容です。改正の中で、農業委員の選出方法を公選制から市町の選任に変更されたというところでございます。そういった中で、農地の利用の最適化推進委員の新設とか、農業委員会をサポートするための都道府県の段階ならびに全国的に段階的に農業委員のネットワークを構築されたというところでございます。これは、42条というところで改正をされたということです。

そこでお聞きをしたいと思います。甲良の農業委員会の対応につきまして、昨年の12月議会で新たな推進委員の人数と手当というものが条例で可決されたわけですね。農業委員会も組織もこの7月から新たな枠組みをもって変更されるようになっております。そういった中で、選出にあたって今現在、全然議会の方には報告がないと思っておりますので、この機会に人的な枠組みと甲良町としての姿勢と見解、スタンスなんですけれども、それをお聞かせ願いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○**西川議長** 産業課長。

○**川嶋産業課長** 阪東議員の質問にお答えさせていただきます。

農業委員会の定数の基準につきましては、甲良町の農地面積から14名の委員を募集したところでございます。それと、委員構成につきましては、認定農業者または準ずる者が委員数の過半数以上になるという規定がございます。それと、一部に利害関係を有さない者が入っていること、それと、年齢、性別に偏りが無いということで、特に女性の委員さんを入れるということになっております。

甲良町におきましては、構成要件を各字の農業組合長に報告させていただ

きまして、町民には広報あるいはホームページなどで周知し、推薦や応募を募ったところがございます。委員の選任にあたっては、あらかじめ今まで地区の枠組みとかいうのがあったわけですけれども、今回につきましては定数枠を設けての推薦を求めることは、応募しようとする者の選任の機会を制限することとなるので適当ではないとは考えておりますけれども、しかし、地域においては、その中心となって農業を行っている方に意見が反映できるということが望ましいと考えておりますので、一応、農業組合長さんにはその旨を伝えたところがございます。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 今ほどの答弁の中で、準ずる者という中身が含まれていましたけど、この準ずる者という要件の内容について再度ご質問させていただきます。

○西川議長 産業課長。

○川嶋産業課長 認定農業者はあくまでも個人の認定を受けておられる方でございますけれども、準ずる者としたしましては、法人の組織に入っておられて、そこで役職をやっておられる方等がその準ずる者に該当すると思っております。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 推薦の枠の中に、外部からの推薦というか、JAも多分推薦を出していると思うんですけど、そういった意味は他の市町村も一応そういう推薦でJAの方に出していると思うんです。そういったところについてのほかの地域に対してイコールにするとかいうことはなかったんですか。

○西川議長 産業課長。

○川嶋産業課長 たしかJAの方から推薦はございましたけれども、それは各在所の方でも同じ方がダブって推薦ということになりましたので、一応、JAの方を推薦ということで、人数に入れさせておりますので、地元との調整が何かできているような感じでございますので、その方をさせていただきました。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 今後、JAの枠というのは今後も推薦していただろうと思います。そういった中でどうするんかということは、やっぱり彦根市、また近隣市町村との兼ね合いもふまえてしっかり考えていただきたいなと思っております。

次に、その農業委員と最適化推進委員という呼び名になってくると思うんですけれども、その責任と権限、そういうものはどうなるんかという関わり方、それはどうなるかお聞きしたいと思います。

また、やっぱり今の最適化推進委員というのは、ある程度の知識と理解がないとできないと思うんですけれども、そういう当て方をどういうふうにし

れるのかということをお聞きします。

○西川議長 産業課長。

○川嶋産業課長 農業委員さんにつきましては、農業委員は農地の権利移動あるいは転用に関する許認可等の審議をしていただくということになっております。農地利用の最適化、担い手への農地集積に関する指針等の作成も農業委員の仕事でございます。

推進委員につきましては、農地利用の担い手への農地集積等を推進するため、最適化推進委員は農業委員会が定めた地区、区域において現場活動を行っていただくということになっています。

それと、農地利用の最適化推進作成に当然、推進委員さんとしての意見も反映してもらおうということになっております。具体的には、担当区域の人・農地プランというのがございますので、その作成にも関与していただくということが推進委員でございます。また、個人的には個別訪問や話し合いへの参加で、農地の出し手、受け手の意向調査等もしていただくということが推進委員の仕事になっております。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。次に、③の方で登用に求められている女性推進委員ということも先ほどお話があったんですけれども、今後やっぱり女性が出てくるということで、その女性を増やしていくという視点を甲良町としてどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○西川議長 産業課長。

○川嶋産業課長 女性農業者等がより輝けるために、女性の目線の意見をこの指針に反映していただきたいということがございます。それとやはり、農村を守る役割としては、やっぱり女性の方が必要でございますので、特に食の大切さ、あるいは食育の取り組み等のことについて頑張っていたきたいと思っておりますし、農産物の地産地消の推進ということも含めまして、特に野菜栽培等につきましては、女性の農業者等が頑張っていたきたいなという思いがございます。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 女性委員は、今、何名を思っておられるんですか。

○西川議長 産業課長。

○川嶋産業課長 何名ということはないんですけれども、女性に出ていただきたいということで、各農業組合長さんには言わせていただきまして、今現在のところ1名の応募がございました。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 7月からしっかりそういう形をやっていただくように是が非でも

次の後継者の方に運営をしっかりとっていただきたいなと思っております。

次に、33年ぶりの大雪について質問をさせていただきたいと思っております。

今年の冬は冬型の気圧配置が続き、強烈な寒気が居座りまして、西日本の日本海側から北陸各地、当地域でも1984年、33年ぶりの記録的な大雪になりました。これらの記録的な大雪の影響で、電車やバスなど交通機関にも非常に影響が出ました。電線や樹木の着雪、農産物の管理にも多大な影響があったように思います。そこで、質問をさせていただきます。農産物の施設、この近隣の地域についてはどのような被害状況なのかお答え願いたいと思っております。

○西川議長 産業課長。

○川嶋産業課長 町内のパイプハウス、全半壊を合わせまして7棟の被害の報告を受けております。面積につきましては、1,334平米でございます。地区におきましては、下之郷、尼子、北落、金屋でございます。特に、農産物におきましては、尼子の2棟、サブセンターの方でブロッコリーとハウレンソウに被害があったということをお聞きしております。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 被害金額等についての状況は、把握されておりますでしょうか。

○西川議長 産業課長。

○川嶋産業課長 この被害につきましては、県の方で取りまとめをしております。その情報をいただきまして、甲良町といたしましてはパイプハウス等を含めまして465万9,000円ということで県の方から聞いております。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 続いて、この雪で道の駅で販売している農産物の品薄ということが懸念されたわけなんですけれども、消費者に迷惑をかけているのではないかなと思っておったんですけれども、補うために外部から生鮮食品についての成果品を入手されたかどうかというところをお伺いします。

○西川議長 産業課長。

○川嶋産業課長 これも道の駅の方に確認をさせてもらったところでございますけれども、大雪の当日は農産物におきましても品薄であったということをお聞きしております。それで、一応市場からの入手も検討されたということでございますけれども、市場にも農産物が入らないというような状況でありまして、準備することができなかったという報告をいただいております。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 今、天気予報も発達もしていますし、そういうような状況についてはリアルにわかる時代ですので、品薄にならない程度の管理についても道の駅の期待をしたいと思っております。

続いて、3番目の今回の大雪で多分、住民苦情というようなものが沢山出てきたのではないかなと思います。実際どのような苦情があったのか質問したいと思います。

○西川議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 1月14日から3日間、23日から3日間、2月ですと11日から2日間の出動がございましたが、苦情につきましては、雪の塊を家の前に置かないでくれということ、もう一度、除雪をしていただきたい、除雪した雪が残っていると、道ががたがたであるのに除雪をもっとしっかりしてほしいということ。あと、除雪路線に入っていないので、除雪路線に入れてほしいというご意見をいただいております。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 甲良町は私も通勤をしていますけれども、まだまだ彦根市に比べれば対応が早かったんじゃないかなと思っておるんですけれども、いろんな苦情が出てくると思うんですけれども、今後とも近隣住民、いろんな住民のために努力をしていただきたいと思います。

次に、④ですけれども、集落内の除雪については、町としては幹線のみというのが近年ほとんどで、本当に集落の中というのが実際されていない状態です。そういった中で、やはり集落は集落というところをお願いする必要があるだろうと。まして、そういうようなときに防災の関係とかいうところについても、火事がいっても大変ですし、また救急車が入ることもできないということで、以前、除雪ライトバンというトラクターにつけるライトバンとか、軽につけるライトバンを補助されたかもわかりませんが、ほとんどもう今やっている集落もありますけれども、やれていない集落もあろうと思います。そういった意味で、やはりある程度、補助を出しながら、当然、町だけではできないと思うので、やっぱり集落の活動を活かした、そういう補助ということも検討されてはどうかということでも質問したいと思います。

○西川議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 集落への協力体制と、また各種団体への協力体制というところ、現在もご協力いただいておりますが、今後またもっと拡大などということも検討していき、甲良町まちづくり交付金や宝くじ助成などを活用していただいて、除雪機や排土板の購入を周知していきたいと考えております。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 集落の道というのは、ほとんど小さな道というところが沢山あるかと思います。そういった意味で、ライトバンでも値段も張るものではないと思いますので、是が非でも少しずつ検討して、雪が降れば甲良町は道が

完全にあいているという環境づくりに、町としても協力をするということが
お願いしたいなと思っております。

それと次に、⑤の中学校、積雪のとき、私も彦根の方に通勤をしている関係上、たまたま甲良町の方では早くその日はお休みにされたんですけども、彦根の中学校というのはもうアイスバーンになって、8号線も動いていない状態でも、自転車に乗って通学をしている光景を見たんですけども、そのような通学の基準、甲良町としてどの基準で、例えば歩いて来てよとか、歩いて来る場合については当然その日はクラブ活動もできないと思いますので、そういうようなところで今後はコントロールしていかんとあかんと違うかなと思うので、その基準がどうなっているかを説明をお願いします。

○西川議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 まず、子どもたちの安全第一を考えて行っております。基準としましては、午前7時に大雪等を含む特別警報および暴風を含む警報が発令されているときは臨時休校となります。そして、そのほかの警報が発令された場合は、気象状況により学校と教育委員会が協議をして、臨時休業や始業や終業の時間の変更を行っているところでございます。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 その基準はないんですかね。大体こんだけ降ったら、もう乗ってくるなよというふうな形はないんですかね。

○西川議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 中学校に確認しましたら、積雪時の自転車通学については、特に決め事はないと。ただ、それぞれの子どもたちが降雪、積雪状況や道路の状況を判断して、自転車や徒歩で登校をしているということです。今回の大雪では、ほとんどの生徒が歩いて登校していたということでございます。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 それでよければいいんですけども、今、甲良中についてはヘルメットもかぶっていませんし、できるだけヘルメットも早く手配もしてもらって、危険な通学という形を除去できるように体制づくりをお願いしたいなと思っております。

続きまして、情報セキュリティポリシーについての質問をさせていただきます。

全協でもお話ししましたように、今回、12月議会でいただきました情報セキュリティポリシーというものを見させていただきました。本当に完成をしているような、本当にすばらしいセキュリティポリシーやと思います。そういった中で質問が沢山あるんですけども、1点、1点質問をしていき

いと思います。これはぱっと思った段階の質問を何項目か取り上げましたので、これ以外には沢山あるんですけども、これはこれだけで半日潰れてしまいますので、とりあえず要点だけを質問させていただきたいと思います。

このセキュリティポリシーについては、今ほど言いましたように、細かく完成された基準になっています。これをどのような方々が作成されたのかお聞きしたいと思います。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 まず、昨年度に電算業者のケーケーシー情報システムに委託をしました。それで、でき上がりましたが、中身を見て、ちょっと甲良町に合うようにということで町として検討をしました。検討するにあたりまして、企画管理課の課長補佐の上田というのをリーダーに、あと税務課なり、住民課なり、関係課7人の職員とケーケーシーから1人、常駐されています職員さんで委員会を立ち上げまして、毎週木曜日、半年ぐらいかかって、町に合うような形で協議を進めてもらってでき上がったものであります。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 2番目の項目なんですけど、昨年7月1日に情報セキュリティポリシーを改正され、運用をされていると思うんですけども、いつ頃からされましたでしょうか。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 運用開始については、この3月1日からしております。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 1番で細かく完成された基準ということで、普通はアウトソースというか、業者任せになっているのかなと思ったんですけども、いろんな形で検討をされまして、3月1日から運用ということで、これからやっぱりいろんな問題点が出てくると思いますので、それを着実に潰していただき、このポリシーというのは計画書なんですね。要は、情報セキュリティの計画ができた段階、これから運用に移るんですけども、しっかりとやっぱり是正というか問題点を各課と協議しながら運用を進めていただきたいなと思います。

次に、③のところに移らせていただきます。まず、CISO、最高情報セキュリティ責任者、普通は経営トップの人がやる場所なんですけれども、これは甲良町においては、この前の全協でもお話しさせてもらったように、情報セキュリティの対策基準の中に副町長が載っております。町長は外部的な仕事があるので、これは多分不可能に近いと。そやけれども、最高情報セキュリティの責任者というのやっぱり必要です。そういった中で、今現在3月1日に施行されているならば、この運用の責任者は誰なんでしょうかと

いう質問です。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 この最高責任者は副町長であります、実際、副町長が欠員でありますので、その職務代理の総務課長がここに当たる職であります。総務課長が副町長の職務代理者と。

○阪東議員 C I S Oになると。

○中川企画監理課長 はい、そうです。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 情報セキュリティポリシーの責任課は企画監理課という認識でいいということですね。

次に、町の機密情報資産ということがセキュリティの適用を受ける範囲になります、町として適用外の、とりあえずそのサイトという表現がいいので、その部署はどこかあるのか。また、その資産の中でまた適用外の資産はどういうものがあるのかということについてお伺いしたいと思います。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 適用外の部署ですが、小中学校の教育に用いているネットワークは適用除外であります。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 これは、詳細は書いていないと思うんです。ちょっとわかりづらかったのは、町長部局を全部適用を受けるという中身になっていると思うんですけれども、町長部局、また教育委員会部局とか、そこら辺のすみ分けが、例えば教育委員会はもうやらないんやと、教育委員会はどこどこやらないんやというところであれば外した方がええんかなと。できないところ、そういうものを今後、運用の中で見つけてもらって、分けていただければいいかなと思います。

次に、⑤の方に移らせていただきたいと思います。情報資産は気密性の高い順番から3、2、1という順番でポリシーの方は並べられております。そういう形について、まずその目録というか、情報資産台帳というものもつくっていただいていると思うんですけれども、その目録が多分、各課にこれはうちはこんだけあった、うちはこんだけあった、3がこんだけ、うちは2がこんだけ、1がどんだけというものははっきり区分けはされていると思うんですけれども、そこら辺の集計的に甲良町全体として今思っておられる機密性の高い、もう割合でいいですわ、どれぐらいの割合が3、2、1あったのでしょうかという質問ですけれども、わかりますか。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 ちょっと情報資産の分類であります、今、分類が全て

完了はしているわけではありません。現時点では機密性3のものが最も多いという結果にはなっております。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 各課に委託というかそういう形でされて、一応機密性を調べはると思うんですけども、最終やはり提出をさせて企画監理課がその水準にばらつきがないかということを検証して最終的には決められた方がええんかなと思います。

次に、その情報資産の3、2、1から各レベル定義として、A、B、C、Dと識別をされています。これは例えば、識別をされているということについては結果的には例えばファイルをするときにこれは最重要のAです、Bです、Cです、Dです、どうでもええというものがあって、少なくとも構築されるのはそのAについては頑固にロッカーで鍵をかけて退舎しましょうとか、またそういうところについてはそれを集めて監視カメラでロッカーが見られるというところで、そういう順番を決められていると思うんですけども、そういう形と、やっぱりそれを保持、または廃棄する承認者の基準はどのように判別するのかということ。要は、もうこれは廃棄してもいいんやけれども、廃棄の承認者はどのようにするのかという基準がないのですよ。また基準を決めていただければええんかなという質問です。そちら、反論があれば言ってください。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 別に反論はありません。一応、情報資産の保持、破棄承認者の基準は、システム管理者が情報セキュリティ管理者、各課長に申請することによって、情報セキュリティ管理者が承認するというマニュアルにしております。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 よろしくお願ひします。⑥の方は職員の皆さんに関係があります。情報資産がメールで飛び交う場合、また電子媒体、また紙媒体で移動される場合が沢山あると思います。ここについては電子媒体の移動またはメールを言っているんですけども、具体的に不正防止をするためにどのように周知をされたのかということをお聞きします。

以前、シャープ亀山工場で社員が持って帰って、自分の家で仕事をしようと思って持って帰ったと。そのときにコンビニにちょっと寄ったと。寄って買い物をしている間に取られてしまったと。重大な情報が漏出したということなので、そういうところを防止するために、当然持って帰るといのはバツなんですけれども、そういうところに対して、やはりメールで飛ばす、そういうところについてはまた媒体を移動すると、フロッピーを持っていくと

いうときについては、具体的にどのような周知をされているのかというのを
お聞きしたいと思います。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 USBなどのメモリは、各課に申請していただいて、そ
の各課で番号を振って、各課にだけ渡しています。その許可を得たUSBし
かささらないように、ハード面でもしていますので、そういうふうに管理は
していますし、そういうことも含めて11月に開催した職員研修の方で周知
はしております。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 媒体を持って帰ったときに、例えばそれをぽとんと落としたとき
に、すぐ見られる状態では困りますよね。パスワードとか当然打ちますよね。
そのパスワードの桁数とかの取り決めはありますかという質問です。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 パスワードについては8桁を今回から採用していますし、
静脈申請の制度も入れております。パスワードは8桁です。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 もう1点、お伺いします。パソコンを開けるときには何桁になっ
ていますか。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 たしかそれも8桁であります。

○阪東議員 これは統一になっていますか。全部統一してなっているといふこ
とですか。

○中川企画監理課長 はい。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 わかりました。次に、7番目にサーバー事故の防止として、改ざ
ん防止について必要なバックアップはされていると思うんですけども、そ
のバックアップというのはどれぐらいの頻度でされているのかなというのと、
今回、税務課で改ざんをされて、かなりやっぱりそれが戻ってこないという
ことで、多分困っておられるのと違うかなと思います。我々の企業というの
は、例えば1月1日現在、毎回じゃなくても1月15日、2月1日というふ
うに戻そうと思ったら戻るんですよね。そういうバックアップをそのときに
ずっと順番に。バックアップじゃなくて、バックアップというのは上書きや
と思われるんですけども、保持というそこでとめると、保持をしておくん
です。そういう上書きされない方法、そういうようなものも必要ではないか
と思うんですけども、それに対しては分けておられるのか、上書きと今後、
こういう保持できる仕組みというのを分けておられるのかお聞きします。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 バックアップの頻度は今は毎日でありまして、事故防止のため、4週間分のバックアップはしております。月に1回のバックアップの保存や年1回のバックアップの保存は今後、検討していきたいなと思います。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 今、社会では保持と言われているんですよ。記録を保持すると。そういう保持の状態をつくってほしいなと思います。

ネットワークの接続をした場合、企画監理課長の許可を得るとされておりますが、また業務に必要なサイトを閲覧する可能性がありますよね。そのときには適切な処理で具体的に罰則されるという記述があるんですけども、それはどういう罰則なのでしょうね。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 ポリシーに違反した場合は、統括情報セキュリティ管理者が、違反した職員が所属する情報セキュリティ管理者、企画課長が各課の課長にその職員を指導させるということです。指導によりまして改善されない場合は、企画監理課長がその職員のネットワークや情報システムの使用の権利を停止するという罰則であります。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。9番目です。事故防止のために、やはり内部監査というものが重要であると思います。毎年実施し、それを町長に報告して、絶対に漏えいをさせない、また改ざんをさせないという、やっぱりトップの町民に対してのコミットメント、お約束というか、そういうようなものが重要だと思います。やはり、情報セキュリティポリシーについては、やっぱり町長が基本的にはコミットメントを、絶対に露出させないという町民に対して約束がほしいですよ。そういうようなものを入れてもらって、やはり漏えいをさせた職員に対しては解雇とかそういうもので対処せんとあかんのですけど、それぐらいのことをしないとだめやと思うので。やっぱり約束を情報セキュリティポリシーの中にはしっかりと今後は入れていただく、町民に安心感を与えるようなポリシーに構築をしてほしいなと思います。それについて何か。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 町の方も監査は重要だと考えていますし、毎年実施することも重要であると思っております。スキル的には、まず自己点検を実施して、スキルアップが図られたら内部監査、そしていずれは外部監査というふうにレベルアップを図っていきたいなと思いますし、今、議員が言われたと

おりトップによる町民向けのコミットメントも必要であると考えておりますので、これも検討をしていきたいと思っております。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 情報が漏えいした場合に、内部のコミュニケーション体制ということで、例えば指揮監督の町長まで発覚から、我々の会社としては半日で大体そこまで知らせるということになっておるんですけども、今この情報セキュリティはどれぐらいの時間、1日は遅すぎるんですね。時間で町長まで伝達できるかというのをここでお聞きします。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 インシデントが発覚してから伝達の順序ですが、まず職員が担当課長、担当課長が企画課長、それから町長含めた部長会の報告になっております。実際、小さい組織でありますので、発覚して町長が庁内にいる場合にはもうすぐに報告できる体制にはなっております。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 11番の方に移りますけれども、情報セキュリティポリシーができました。しっかりと職員に遵守をしていただきまして、さらに意識改革、また意識の向上、また内部監査についての力量アップについて多大な教育訓練を必要とします。そういった中で、やはり運用が第一、これから運用していただいて、内部監査をさらに強化していただき、それと一番心配なのは、内部監査をどないするんかというところが心配なんです。内部監査まで行けば、すぐは回っていくと思います。これは本当にどうしていくんかと、大丈夫なんですかというので企画監理課長に質問で聞きます。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 実際問題として、マニュアルができて、これを職員に周知をしかけた段階であります。継続して続けていかなあかんと思っておりますし、その職員の力量アップのために教育訓練も継続してやっていきますし、一気に職員の力量アップというのは確かに難しい部分もありますが、少しずつであります、意識改革をしながら進めていきたいなどは考えております。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 一番お役所の盲点というのは、組織をころころ変わるというところに盲点があります。そういったところに、本当に定着できるかというのが一番心配しています。やはり、内部の体制をしっかりとしていくということは、やっぱりそこに責任ポジション、これはなにも着服とか問題はないと思うんですが、そういう監査側というものを町長も考えて、1人完全にそういう専門分野ということをつけてもらって、そういう形で責任を明確にってもらって、改善顛末というものをしっかりと、企業でいうと是正処置というものをし

っかり各課が書いて、そういうものを改善していくというような仕組みにしないことには、多分もったいないと思うので、町長にお願いしたいなど。見させてもうて、そういう印象がありましたので、ちょっと最後に町長に。

○西川議長 町長。

○北川町長 着服事件があったということから、チェック機能も含めてそれが不足をしていたかということが取り沙汰されております。そういう意味で、セキュリティポリシーをしっかりと構築するということと、職員がそのことをしっかりと理解をして、率先して実践につなげていくというようなことが非常に大事であります。したがって、これからはせつかくこうした準備段階でできましたので、課長会を含めて職員全員にそれを浸透させて、それぞれの立場でしっかりとそれを守りながら、なおかつ特にチェック機能については二重チェックということをして絶対に怠らないと。そういうことによって、ミスをしないというような体制づくりにこれからも取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○西川議長 阪東議員。

○阪東議員 せつかくいい財産ができたと思ひます。職員の方にしっかりと勉強というか、教育訓練もしていただきまして、今後はやはり漏れることなく頑張っただきたいと思ひます。

質問を終わります。ありがとうございます。

○西川議長 阪東議員の一般質問が終わりました。

次に、5番 野瀬議員の一般質問を許します。

5番 野瀬議員。

○野瀬議員 5番 野瀬でございます。議長の許可が出ましたので、一般質問を進めさせていただきます。質問時間が35分から30分変わったということで、豪雪の対応、これについては皆さんが質問されていますので、ちょっと順番を一番最後に回したいと思ひます。

それでは、1番目の通学路の安全対策というところでの質問をさせていただきます。甲良東小学校の運動場の東側、ここに物流の倉庫が完成したようですが、出入り口が金屋方面の通学路に当たるということで、児童の通学時に対する安全対策がどうなっているかというところの質問をさせていただきます。まず、出入りするトラックになるか、乗用車になるのか、この辺の車両の数、1日当たりどのぐらいになるのかというところです。

○西川議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 9月までは1日5回程度の出入りになるだろうと確認しております。しかし、荷物量の関係で多少増えることもあるということを知っております。

- 西川議長 野瀬議員。
- 野瀬議員 5回というのは、5台ということですか。
- 西川議長 教育総務課参事。
- 福原教育総務課参事 車の台数ではなくて、出入りが5回程度なので、往復で5回程度ということであります。
- 西川議長 野瀬議員。
- 野瀬議員 わかりました。そうしましたら、そんな思っていたほど頻繁に出入りするということではなさそうなんですけども、特に心配するのは通学の時間帯なんですけども、この時間帯というのは出入りはどうなんでしょうか。
- 西川議長 教育総務課参事。
- 福原教育総務課参事 トラックの受入時間が午前9時からとなっております。そのために登校の時間帯については支障がないかなと考えております。また、下校の時間帯につきましては、1日5回程度でありますので、多分1回程度の出入りになるだろうということを確認しております。
- 西川議長 野瀬議員。
- 野瀬議員 わかりました。そうしますと、登校時についてはまず問題ないと思うんですけども、心配するのは下校時というところになるんですけど、やっぱり重なってくることはあると思います。そのときに児童の方にセンサーをつけるのか、車の方にセンサーをつけるんかちょっとわからないんですけども、センサーをつけて安全対策をというようなことをしている業者もあるんですけども、その辺の対策はどうなんでしょうか。
- 西川議長 教育総務課参事。
- 福原教育総務課参事 通学路が映る防犯カメラの設置はしてくれてあるそうです。ただし、具体的な安全対策というのは今、検討中であるということがあります。
- 西川議長 野瀬議員。
- 野瀬議員 検討中なんですけども、具体的に甲良町から児童の安全に向けて、安全に対する申し入れ、例えば先ほどの通学時間帯とかそういうところを避けてもらうというのも1つですし、そういった安全に対する申し入れ、この辺は現在してあるのか、今後するのかというところの質問ですけれども、どうでしょう。
- 西川議長 教育総務課参事。
- 福原教育総務課参事 教育委員会といたしましては、通学時間帯には警備員等の配置をお願いするとともに、あとパトライトやブザーの方の設置もお願いしているところがございます。企業側につきましても、通行時間帯は避けたいと考えていてくれるということなんです。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。くれぐれも事故のないような対策をよろしく願います。

続きまして、ここには先月と書いてあるんですけど、実際1月31日に大阪でニュースになりました、背負っていたランドセルが遊具の金属製のパイプに引っかかって首が圧迫されて、調べた段階では今も意識不明という状態でしたけども、そういう事故が発生しました。2点ちょっと質問したいと思うんですけども、保育園含めて学校関係でこういった事故の起こる遊具、この辺がないのかということ、これは学校に直接ということではないんですけども、各地区で遊具というのは持っていますので、ただ地区ではなかなかその遊具が安全というところの確認がなかなかできないので、各地区での遊具の問題というところでの観点で、調査というところができているか、する予定があるのかというところを質問したいと思います。

○西川議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 まず、学校施設や社会教育施設、また町が管理する施設については、毎年、遊具の点検、修理を行っております。現在のところ問題がある遊具の方は確認されておりません。また、各学校では安全な遊具の使い方についてということで、児童・生徒の方に指導を行っております。

○西川議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 各集落の遊具でございますが、取り付けをした経緯もあるんですけども、農村なり、児童福祉法なりというのがありますが、都市計画の関係の遊具の点検の指導も来ておる関係で、各集落にまた点検をしていただくよう依頼をするところでございます。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今の言葉はちょっとよくわからなかったんですけども、点検をするように集落に依頼をする、なかなか集落でその判断というのは難しいと思うんです。できれば、町の方で同じ目を見て、これは安全、これはちょっと問題があるという見方をさせていただいてチェックをしていただくというのはできないでしょうか。

○西川議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 まだそこまで具体的に考えておりませんので、今後検討したいと思います。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。今すぐということではないんですけども、積極的に進めていただきたいと思います。

次の項目に移らせていただきます。高齢者の高速道路の逆走、そしてブレーキとアクセルの踏み間違い、そして、認知症が原因とされる事故、この辺が目立ってきました。現在、死亡事故というのはだんだん減少する中ではあるんですけども、高齢者による死亡事故、この辺は減ってきていないというデータが出てきております。こういった状況をふまえて、3月より道路交通法が改正されます。これまでは免許更新のときに些細な認知症検査を行って、認知症の疑いがあるという人に対して、その後、違反等があったときには医師の診断を必ず受けなさいよといった指導をされると。医師が認知症という判断をされた場合には、免許を返納していただくということなんですけども、事故等が起こらなければ、言葉は悪いんですけども、そのまま野放しにされるということになっていました。新しい制度では、認知症のおそれがある場合には、全員に医師の診断が必要になってきます。また、75歳以上で違反をしたときに、臨時の認知症検査を行って、認知症のおそれがあるときには医師の診断が必要になってくるという改正が行われています。

このような改正で認知症による事故防止を進めようとしておりますが、この文章を私がつくったときには、まだ現在、町からの案内が出ていなかったんですけども、3月1日の町からの回覧のパンフレットの中に案内が入ってありました。ただ、案内を回しただけでなかなかこれを徹底するというのは難しいと思いますので、町民に広く知らせる、そして高齢者というところなので、福祉でのルートからこの辺の説明が必要であると思いますけども、今後のルール改正の説明の予定というのはどうなんでしょうか。

○西川議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 野瀬議員がおっしゃったとおり、保健福祉課としては特に地域包括の方がこの分野の方を担当させていただいております。まず、12月広報では全住民を対象に広報をさせていただいておりますと同時に、あと老壮大学、地域サロン、そういったところで出向いた中でのPRをさせていただいているのと、彦根警察署からも同様の協力を得ておまして、地域でのサロンあるいは老人会での出前講座などにも、彦根署、直接で周知をさせていただいているところです。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。私の知らないところでも、大分動きはされているようですね。

そうしましたら、次のところなんですけども、運転免許の自主返納、なかなか田舎では交通の便、足が取られるというような形で、自主返納というのは難しいかなとは思いますが、ただ、事故を起こしてからでは遅いので、家族が危ないなと思ったときには、家族が説得する、そして、免許センター

の運転適性の相談、この辺をうまく利用するということの中で、この自主返納を進めていくということが必要だと思えるんですけども、この自主返納に対しての町からの勧め、この辺は現在どうなっておりますでしょうか。

○西川議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 保健福祉課の方では、高齢者家族が不安に思われた場合、そういった相談ケースがあった場合は、それぞれケアマネジャーさん、あるいはこちらの包括のケアマネなんかは自主返納とか、あるいは運転免許証が返納されなくても使われないようにというふうな形でご家族にはそういうふうに勧めているというところなんです。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。先ほど、自主返納したときに、足が問題だということをお話ししましたがけれども、愛のりタクシーがそのかわりになるかとは思えるんですけども、これの利用状況というのはどうでしょうか。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 平成27年度で延べ5,719人です。ちなみに、平成26年度で延べ3,989人です。平成28年度は12月末ですが、延べ3,951人で、見込みとして今年度は27年度と同じぐらいになるのではないかと思います。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 あと、免許の自主返納をしたときの町の支援、これは彦愛犬含めて全部同じで6,000円だと私は認識しているんですけども、変更はございませんでしょうか。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 平成25年度までは確かに6,000円でありました。今は、9,000円相当、愛のりタクシーのチケット2冊分ということで、450円券11枚つづり2冊、または湖国バスチケット3冊、210円券16枚、90円券1枚を3冊というふうにしています。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。自主返納しやすい方向にはなっていると思いますので、今後ともよろしくお願いします。

それと、現在、車の方でもかなり性能がよくなって、自動ブレーキがついた車、これで事故が起こりにくいという車の開発がされて、オプション、標準装備いろいろあると思うんですけども、自動ブレーキがついた車が購入できるようになりました。この辺、高齢者がこの自動ブレーキがついた車を購入するときには多少なりとも補助をしていただくということにはできないものなんでしょうか。

- 西川議長 保健福祉課長。
- 小林保健福祉課長 新車あるいは後づけ衝突防止補助システムを現在取りつけた場合に、約20万程度の費用がかかるとは思っておりますが、今のところ町としては、高齢者に対する補助金等は考えておりません。今後の検討課題となると思います。
- 西川議長 野瀬議員。
- 野瀬議員 わかりました。ここで切らずに、検討課題として今後ちょっと考えていただきたいと思っております。
- あと高齢者の中で認知症を患っているパーセンテージ、高齢者は何人で、そのうちの認知症が何人というパーセンテージをお知らせ願いますか。
- 西川議長 保健福祉課長。
- 小林保健福祉課長 保健福祉課の方で把握していますのは、介護認定の471人のうち、認知機能の低下がある方は281名と52%を占めておりますが、その中で認知症の診断名がある方は146名です。また、介護認定を受けておらなくても、認知症のお薬を飲まれている方もありますので、認知症のある高齢者数を正確には把握できておりません。
- 西川議長 野瀬議員。
- 野瀬議員 わかりました。かなりの数がいらっしゃるということなので、そのうちで、これはなかなか難しい数字だとは思いますが、免許証を持っていて、車に乗っておられる方、どのぐらいいるのかというのはわかりますでしょうか。
- 西川議長 保健福祉課長。
- 小林保健福祉課長 免許保有者に関しましては調査したことはございませんので、把握しておりません。
- 西川議長 野瀬議員。
- 野瀬議員 わかりました。そしたら、その次の項目にいけますけれども、認知症を患って、介護施設へ入所を希望しているんですけども、介護施設の順番待ちというところがあると思うんですけども、なかなか入所できないという人があるということを知っております。この辺のところは現在の状況はどうでしょうか。
- 西川議長 保健福祉課長。
- 小林保健福祉課長 認知症を患っておられて、例えば介護施設の通所というサービスを待っておられる方は現在のところ待機者はありませんけれども、議員がおっしゃるように、認知症に限らずですけど、要介護者の方で特別養護老人ホームの入所を申し込みされている待機者の方は約30名いらっしゃいます。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。これからもこの数というのは増えていくと思いますので、フォローの方をよろしくお願いします。

次の項目に行かせてもらいます。4番目になるんですけども、公金横領の事件で、3月をめどに第三者委員会、この辺の動きをというところで以前お話があったんですけども、進捗状況はどうでしょうか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 第三者委員会の状況です。3名の委員さんということで、弁護士、公認会計士、滋賀大学の教授ということで、3月1日付で委嘱をさせていただきました。もう委嘱していますので、お名前を申し上げても差し支えないと思います。弁護士については、桐山郁雄弁護士、彦根市に事務所があります。それから、公認会計士が山本憲宏氏、近江八幡に事務所がございます。それから、滋賀大学の教授で横山幸司さん、以上3名の方の委嘱をさせていただきますまして、3月29日に第1回目を予定しております。

以上です。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 以前のお話では、3月中に大体、全体のスケジュールを確定するというところで、3月29日にその辺のところが大体確定すると思うというところでしょうか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 3月29日には全体のスケジュール、それから調査の方針、方法などについて審議をしていただきたいと考えております。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。よろしくお願いします。

続きまして、現在まで調査を続けておられると思うんですけども、金額的に明らかになった追加の被害額、この辺はどうでしょうか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 申しわけございませんが、まだ確定というところまで至っていない状況がありますので、そういった状況での金額についてはちょっと差し控えさせていただきますので、よろしくお願いします。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 なかなか最近の動きを見ていると、金額確定ができていないと、スムーズに進んでいないという気がするんですけども、被害額の全体が明らかになるというのは、これは目標というか、このあたりをめざしてと、前も私が質問したんですけど、そのときなかなか答えが出なかったんですけど、今現在でその辺の目標があるんなら答えていただきたいんですけど。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 前のときには、遅くとも年度内にはけりをつけたいという答弁をさせていただいた時期もありますが、それに向けて今、一生懸命やっておりますし、警察にも資料を出しているところではありますが、もう少し時間がかかるかなというところで、町としてはいつまでもだらだらという気持ちは、前から言うてますようにありませんが、なかなか確定までまだ至っていない状況ですので、そのあたりでということでのことはちょっとご了解いただきたいと思います。町の思いとしては年度内と思いますけれど、若干厳しいかなという思いはございます。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 なかなか町に対しては重大な問題だと思imasるので、スムーズに進めていただきたいと思imas。

続きまして、この公金横領の問題について、税務課長、この辺が中心になってこの問題を進めていかなあかん立場なんですけども、現在、税務課長というのが不在になっております。不在のままでいいんかというところがあったんですけども、ここの考えかたはどう思われていますか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 実際には、税務課長はもう既に退職しているということは報告させていただいていますが、10月末から長期休暇ということ、実際には10月末から不在の状況が続いているということでございます。そのあたりから税務課参事を中心に職員の協力を得ながら、調査、解明を進めてきまして、今に至っているわけで、税務課長は先月退職ということで、年度としまして残りあと1カ月ということにもなっておりますので、調査としてはそれなりに一生懸命頑張ってきたという状況で、年度があと1カ月ということですので、今年度中はこの体制で乗り切りたいなど。

それから、4月以降につきましては、新たな体制で確実に少しでも早く解決できるようにということで体制をつくって行って、取り組んでいきたいなとは考えております。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。みんなが着目している問題ですので、なるべく早く結論が出るようによろしく願います。

続きまして、道路占有についてというところで、2014年の12月議会と2015年の3月議会において、私の方でビワ化工駐車場が町道の部分に食い込んでいるのではないかというような質問をいたしました。そのときには資料をいろいろ確認したんですけども、持っている資料ではわからないというような結論だったんですけども、その後、私も調べたんですけども、や

っぱりちょっとおかしいと違うかなという結論、私自身の結論を持っております。建設水道課の方で今現在、放っておくということはなかなかできないと思うんですけども、この私の質問をしてからどういう調査を行って、その後どういう判断をしたのかお答え願いたいと思います。

○西川議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 町の考え方といたしましては、道路との境界、塀とかを立てたときの当時、立ち会っているというところもふまえて、今後、地籍調査事業などで確定して整理を行う考えでございます。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ということは、もう2年ほどたっているんですけども、それ以降の調査は何もしていないと、できていないということですか。

○西川議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 調査の部分は以前から行っておったあの部分でございますので、それを追加で調査を行っておるといことはございません。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 やっぱりあそこの部分、みんなが見てちょっと出っ張っているなというのをみんな思っております。だから、この甲良町の資料でわからなければ、官民境界を早く確定していただくという方向に動いていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

続きまして、南部工業団地の問題に移らせてもらひます。2月24日から町有地整備工事が予定されているという話を聞きましたが、私はこれは予算がついていないと違うかなと思ひたんですけども、この工事というのはどういふ工事をしてどこの予算で行おうとしているのかというのをお答え願ひますか。

○西川議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 工事の内容につきましては、残材もしくはごみ、不法投棄の部分の撤去、処分でございます。町有地の整備工事ということで、議会では不法投棄という部分を、ごみなどの不法投棄があるということをご指摘いただひておったところで、町有地に現在でもそういうなのが目立ってきているというところで、環境に配慮するためにもということで予算をつけていただひての工事とさせていただきます。また、予算については町有地道路ですので、道路の維持補修というところで、12月補正で予算を組ませていただひたというところでございます。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 そしたら、整備というよりも不法投棄の残材の撤去ということでよろしいんでしょうか。

○西川議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 はい、そうです。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。それでは、その次の問題にいきます。南部工業団地の方向性なんですけども、現在、日本の企業というのは儲かっている企業は確かに金を持っていると、内部留保しているところが沢山あります。それをただ設備投資に向けるにはリスクがあるという考え方をしている企業は沢山あります。町が想定している数百人規模、当初は1,000人という話を聞いていたと思うんですけども、その辺の企業誘致は私はなかなか厳しいものがあるかなというところを想定しているんですけども、現在、これを中間ディベロッパーに完全に任せているんじゃないしに、甲良町としても町独自でなかなか進めているというところはあると思いますので、大きい企業、有望企業、この辺を引っ張ってこられる目算というところをどう考えておるかというところをお答え願いたいと思います。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 規模の話がありますが、以前も説明させていただきましたように、当初、あれを全部企業誘致にした場合、1,000人ぐらいの雇用があるのかなということで以前、東京の会社の方にプレゼンに行きました。1,000人ぐらいやったら可能ですということでしたので、今回、その半分を開発する予定なので、500人ぐらいをめざしてというような思いはしております。まだ、中間ディベロッパーを決めて正式な活動はしておりませんが、議会でこういう議論をさせてもらったり、住民向けに説明をさせてもらったりしている関係で、企業からの問い合わせは幾つかあります。その中にも数百人規模の雇用をということで、ほんまにこの田舎でそれぐらいの人数を集めていただけるのかというような問い合わせは幾つかあります。先般も県の方としゃべったんですけども、正式に募集活動をするということでしたら、年間100社ほど県の方に問い合わせがあるので、具体的に本格的にやるのでしたら、そういう問い合わせがあったら甲良町を紹介するというようなことは県の方からは聞いております。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 どのような企業かわかりませんが、何社かはあるということですね。そしたら、その次に中間ディベロッパー、これはまだ決定してなくて、これから決めるというところなんですけども、前回の説明で中間ディベロッパーの募集期間を1カ月というところでしたおりましたが、新たに中間ディベロッパーに名乗り出ようというところがもしあったとしたら、この期間ではちょっと短いように思うんです。やっぱり、1社だけじゃないしに、

いい考え方を持つディベロッパーに複数社、参加してもらって、競争してもらった方がいいと思うんですけども、これをもう少し長い期間、募集期間を長目にとるということで私は提案したいと思うんですけども、その辺の考え方はどうでしょうか。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 中間ディベロッパーの募集期間の関係ですが、これも東京の方に日本立地センターというところがありまして、そこにも相談させてもらいました。ひと月で十分なのか、2カ月ぐらいいるのかと。2カ月は長過ぎると、ひと月ぐらいで十分やというようなことも聞いておりましたので、ひと月ぐらいが妥当かなと思っています。

実際は、甲良町に来てくれる企業の選定が大事やとは考えておりますので、今回はそれを実現するための手段としての中間ディベロッパーを募集するものでありますので、応募の数よりは実現可能な中間ディベロッパーの応募があることが大事かなと考えております。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。1カ月で大丈夫だということがあるようなんですけども、私としてはもうちょっと長目がいいかなというところは思っています。

その次、ちょっと3番の方に戻りまして、豪雪の関係の質問に移らせていただきます。何度か雪は降っているんですけども、この雪で車道部分の除雪についてはいろいろ論議、報告がされていたと思うんですけども、通学路の除雪、この辺のところの状況を確認したいんですけども、いかがでしたでしょうか。

○西川議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 33年ぶりの豪雪ということで、通学路においてもかなりの積雪がありました。除雪の車が入れない通学路につきましては、PTAの方や地域の方のご協力により除雪をしていただいたということでございます。一部、学校の教職員や地域総合センターの職員が出て除雪させていただいたというところでございます。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 一部確認すると、車道の除雪のときの雪が通学路に大分盛られていたところを聞いているんですけども、その辺の状況はどうでしたか。

○西川議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 通学路のところにもあったというような連絡がありました。中学校の近くであったところにつきましては、中学校の教員がそろって行ってどけたというようなことがございました。ほかの地区でもあったと思

います。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。その辺の除雪のやり方というシステム、まだなかなか決まっていないところがあると思いますので、今後の課題として決めていかなあかんとお思います。

続きまして、集落内の消火栓、防火水槽の周りの除雪というのができていなかったように思うんですけども、現状どうだったかという報告をお願いします。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 確かに、消火栓、防火水槽の除雪はなかなかできていないということは認識しております。町の方からは、消防団の方に消火栓、防火水槽の除雪ということでお願いをしておりましたが、まだ結果が集約できていないので、その集約をさせていただいて、今年はまだ春ですので、来年の冬、同じようなことが起こらないようにということで対策を立てていきたいとは考えております。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。私どもの字を見ても、実際、自分らが歩くところを除雪するのが精一杯で、なかなかそういうところまで除雪するという、手が回らないというのが実情だったと思います。

続きまして、消防とか区、この辺を通じて各地区の必要箇所、この辺を除雪するのに、きちっと依頼をしたか、町自身がもちろん最低必要なところを除雪してもらえるのが一番ええと思うんですけども、これだけの雪が一度に降ってしまうと、町で回れないとき、ある程度、民間の手を借りないと難しいところがあると思います。その辺のところを地区にやっぱりきちっと依頼をしないと回れない部分もあるので、この辺の依頼はどうなっていたかというところの質問です。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 先ほども少し述べましたように、一応、町の消防団から、各字に班長さんがおられますので、その方には依頼をしています。あと、犬上分署の方では出動していただいて、主要な部分の除雪をということをやっているんですが、これは消防の方の取り決めというか、本部からの指令で、分署から半径1.2キロ程度についてとりあえずまずは確認しろと。といいますのは、それ以上遠くまで行くと、今度は帰ってこられない状況の雪であるという判断をふまえて、あまり遠くへ行くなど。通常の救急業務に支障が出る可能性があるということで、半径1.2キロ程度。言いますと、尼子、在士、北落、横関、長寺東、法養寺あたりの範囲に限られてくるんですが、申しわけないですが、それより遠いところまでは行けていないという

状況でありましたということでございますので、そのあたりも議員がおっしゃっている字への要請ということもふまえて、今後に活かさんとあかんかなと。ただ、こんだけ降りますと、各字でも消火栓の除雪よりも、人が行き来する道の除雪が大変やということがあると思いますので、その辺も合わせながら、どこまでどうやってできるんやということ、対策をつくっていく必要があるかなとは考えております。

以上です。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今の内容は理解できているんですけども、消防署から1. 2キロというところの範囲なんですけども、やっぱりこういった状況のときには、山間部ではないんですけども、甲良町でいったら雪が多い正楽寺、金屋、池寺、その辺のところはやっぱり中心に見といた方がええんかなという気はしますので、ちょっとそういう目でも見ていただきたいと思います。

その次の質問へ移ります。独居老人、なかなか1人で除雪というのはできない状況だと思うんですけども、独居老人の生活道の除雪、この辺については、これもできれば町がしていただければいいんですけども、すぐにとというのはなかなか難しいと思います。地区である程度これを担う必要があるかなと思うんですけども、実際にこの辺はどういう状況であったかというところ、わかりましたら報告願えますか。

○西川議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 今回の大雪において、独居老人の方からの除雪をしてもらえないかというような内容の相談の電話が保健福祉課には1件、社会福祉協議会には5件、シルバーには1件ありました。そのうち、保健福祉課で対応を把握しているのが、社会福祉協議会の困りごと事業として1回300円で除雪をされたケースと、あと民生委員にお願いしてボランティアで除雪をしていただいたのが、呉竹地区が2件、尼子地区が1件、あと呉竹センターの職員にお願いして除雪に対応してもらったものが1件というような状況です。そしてまた、毎年、要介護者の高齢者世帯の場合で、例年、除雪を民間にお願いされているケースがあるんですが、そのケースが1件あります。特に今年はその民間サービスの方でも電話をお願いしたんですけども、例年以上の対応ができないということで断られました。そういうような状況でした。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。こういった沢山の雪が降ったときに、独居老人が生活していく上で不安があるというのが一番気になる場所ですので、対応をよろしくお願いします。

その次で、防災について大切なことというのは、これは私の思いですけれども、防災センターをつくることよりも、こういった具体的な対策、やり方を決める、システムを決める、こういったものが大切じゃないかと思うんですけども、その辺のところの考え方はいかがでしょうか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 もちろん防災センターをつくったら何もかもがええということとは思っておりません。そういった意味で、今言いましたようにできることから進めていくということも必要ですし、それから防災センターをつくることで、より一層そういうことの強化をしていきたいという思いも持っておりますので、両方合わせて進めていきたいなどは考えております。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 もう一つ、防災センターの質問です。この防災センター、町民にいろいろ確認しますと、避難所ということの理解をしている人が結構沢山います。避難所であれば防災センターをつくってほしいなというところの意見が多いんですけども、町の広報というか、この防災センターをつくることでの目的、これが浸透していないのではないかと私は思うんですけど、その辺のところはいかがでしょうか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 住民の皆さんには、防災センターの機能であるとか中身についてはまだ正式に広報等でお知らせしたことはございません。検討委員会とか議会の中ではこういうことだということでは説明させていただいています。要するに、いわゆる避難所ではありませんと。これは、自助、共助、公助含めた町の防災施策を進めていく中心でありますということで、皆さんがご利用いただいてということでの説明はさせていただいているんですが、そのことについてまだ具体的に住民さんには説明はできていませんので、それは今後、中身がさらに詰まっていきますので、できるだけ早い時期に広報なりさせていただいて、ご理解を求めたいなど。委員会の方では、そういう説明をさせていただいて、ある程度、理解をいただいているとは思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。町民の方が納得できるような動きをしていただきたいと思います。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○西川議長 野瀬議員の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩を取ります。

(午後 2 時 3 5 分 休憩)

(午後 2 時 5 0 分 再開)

○西川議長 休憩前に引き続き、再開します。

次に、1 番 岡田議員の一般質問を許します。

1 番 岡田議員。

○岡田議員 1 番 岡田隆行です。議長からのお許しが出たので、通告書に基づき一般質問させていただきます。

はじめに、突出する 7 歳児の事故についてお聞きしたいと思います。歩行中の交通事故により、死傷者数を年齢別に見ると、小学 1、2 年生に当たる 7 歳児が突出して多い。公益財団法人交通事故総合分析センターが今年 6 月に発行したリポートで広報時、注目を集めているそうです。2015 年の 7 歳児の死傷者数は 1,462 人で、ほかの年齢は 500 人前後が最も多く、7 歳児が際立つ傾向にあります。内訳は、登下校が 36%、遊戯、訪問が 29%、買い物、散歩、観光、ドライブが 12%、その他が 23%で、全体の 73%が日中に発生していて、日没前後の薄暮時を合わせると 93%に上ります。曜日別では平日が土曜日の約 2 倍、日曜日が約 2.5 倍です。男児が女児の約 2 倍になります。小学校に入り、児童だけで行動する機会が増えたことが主な原因だと思われませんが、そこで保育園、小学校における交通安全教育の状況についてお伺いしたいと思います。

○西川議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 保育園、小学校の交通安全教室についてお答えします。

まず、保育センターでは警察に来ていただきまして交通安全教室を実施しております。また、年間を通して散歩や園外保育のときに実際に信号を渡ったり、横断歩道を渡ったりしながら、日々の日常の生活の中で交通ルールを指導しております。

また、小学校では同じように交通安全教室を実施し、正しい道路歩行の仕方や正しい自転車の乗り方について指導をしております。また、班別児童会などで登校、下校の指導を繰り返し、交通安全の指導を徹底しているところでございます。また、年度はじめには、教職員が引率をして下校をします。その際に、危険箇所を確認し、安全マップに記入をして、それを掲示し、注意喚起を行うということもしております。また、改正道路交通法や滋賀県の自転車条例ができましたので、それについても保護者や児童・生徒への周知をしております。

以上です。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 回答ありがとうございます。今回、この質問をするにあたり、入学前の早い段階から危険を感知して避ける能力を身につける交通安全教育が

重要ですが、ここに課題があるとわかり質問させていただきました。具体的にいうと、幼稚園と保育所で教育に差が見られ、幼稚園に比べて保育所は不十分だそうです。幼稚園では教育要領により、交通安全教育の重要性が記載されておらず、実施は各園長の判断に委ねられているそうです。加えて、保育士の養成課程で、交通安全教育が必須科目に含まれていません。いざ現場に出て教える側に十分な知識や技術がなく、効果的な教育が実践できていない現状もあります。そういった現状をふまえた上で、次の質問に行きたいと思います。

子どもの発達上の特性をふまえた教育についてということで、例えば大人の視野が水平方向、横に150度、垂直方向、縦に120度なのに対し、5歳前後の幼児の視野は水平方向に90度、垂直方向に70度と極端に狭いそうです。横断歩道は左右を見てから渡ることを徹底させても、子どもの目には車が捉えられていないかもしれません。車が来ていないか見てねと左右を確認する理由をきちんと教えることが大切なのと、感情のコントロールが苦手なため、つい衝動的な行動を取ってしまうそうです。これらの子どもの発達上の特性をふまえた教育について、学校教育課長の見解をお聞きしたいと思います。

○西川議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 議員のおっしゃられるとおり、7歳児の事故が突出しているという現実があります。そこで、子どもたちには繰り返し、繰り返し指導することが何よりも重要だと考えております。幼稚園から小学校に入学しますと、徒歩による集団登校、下校ということになって、今までと違った環境になります。そこで、卒園児にはもう一度、5歳児の子を集めて、交通安全の教室をして、安全な登下校についての指導を行います。

また、小学校では1日入学など、保護者と一緒に来ていただくときに、保護者と一緒に通学路の安全や気をつけなければならないところを確認してもらったり、実際に歩いて登校してもらったりというような指導をお願いしているところでございます。また、新入生だけでは不安ですので、登校リーダーが迎えに行つて、集団登校を行っています。そのときには教職員が立哨し、安全確保に取り組んでいるところでございます。下校につきましては、入学から数週間は教職員が実際に引率をして下校をしています。そのときに下校の指導をしながら一緒に下校しているところでございます。ただ、特に1年生につきましては、交通安全教室で正しい道路の歩行ということをメインに学習をするというようなことを徹底しているところでございます。また、日ごろの学校生活の中でそのようなことがありましたら、随時に指導を入れているところでございます。

以上です。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 回答ありがとうございます。新しい交通安全教育のあり方として、東京都のホームページなどで、幼児の視界を体験できる眼鏡が入手できるので、保護者にはぜひ体験していただきたいのと、先ほど子どもが衝動的な行動をとる話をしましたが、よくあるのが、道路の反対側にいる親を子どもが後追いし、道路へ飛び出す場面で、このとき親が危ないと叫ぶのは逆効果になる場合が多いそうです。子どもはその声を聞いてむしろ不安を感じ、助けを求めて親の方へ駆け寄ってしまいます。ここで大事なのは、とまってなどと具体的な行動を指示する心がけです。また、目から入ってくる情報はより優位に動くので、両手を突き出すなど、とまれというジェスチャーを加える方がいいそうです。

各地で交通安全教室が行われていますが、年1回講師から話を聞くようなイベント型では教育効果も不十分です。今は大人が子供を交通事故から守ろうとする気持ちが強すぎて、子ども自身の危険に対する感受性が養われづらいそうです。ぜひ子どもに危険を考えさせる機会を日常的に設けてほしいと思います。こうした教育は家庭でも簡単にできます。例えば、一緒に道路を渡るとき、パパやママがいいよと言ったら渡るんだよと言わずに、子どもに安全確認を任せると、きっと子どもは期待に応えようと立派に安全確認をしてくれると思います。このように子どもの発達上の特性をふまえた教育を行うことによって、より一層、子どもたちの交通安全につながると思いますので、ご参考までに検討していただければと思います。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきたいと思います。先ほど野瀬議員から同じような一般質問がありましたので、2つ目の子どもたちへの通学の安全確保について、どのような対策を考えているか、教育総務課参事に再度お聞きしたいと思います。

○西川議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 野瀬議員に回答したとおりですが、物流センターの終わりの時間については、搬入の都合により決められないということがありました。そのほか運搬車両の運行経路につきましては、東小学校の前は通行せずに、全て国道側、307号線の方から入ってきて、307号線の方に出ていくということを確認しております。

以上です。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 回答いただき、ありがとうございます。子どもたちが安心して登下校できるように、細心の注意を払って交通安全に取り組んでいただけたら

と思います。どうかよろしく願いいたします。

次に、3つ目の質問についてですが、甲良町南部工業団地整備事業についてお伺いしたいと思います。今回、公募型企画提案、プロポーザル方式によって業者の選定を検討されているが、町が条件を指定し過ぎて公募が少ないおそれが出てくると思うが、再度内容を検討する必要があると思いますが、企画監理課長の見解をお聞きしたいと思います。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 先ほども野瀬議員の答弁のとおりであります。募集要項から言えば、大きな開発事業であるため、社会的信用度などがある、ある程度の能力のある事業者であることが必要であると思いますので、妥当な募集要項であると思っておりますし、協定書の案からも言いましたら、環境や雇用および誘致企業などの要件は町としての意向を反映させるためのものがありますので、妥当とは思っております。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 なぜ今回、このような質問をさせていただいたかということ、大林組から譲り受けた土地活用を工業団地ありきで話を進めていくことに対して、根本的な見直しが必要だと感じたからです。少し前に私の手元に池寺物語の資料と西明寺のご住職と町との今までの経緯が書かれた資料が手に入り、中身を熟読しましたが、特に「輝け池寺第二次計画」の中で掲げている、すばらしい自然、景観、環境の保全と創出の意向に反することや、また8つのため池は八大龍王がすんでいるため池で、大正まで山王大宮で雨乞いの祈禱を西明寺住職が行ってきた歴史があり、ため池は池寺の先祖と西明寺の歴代住職が守ってきたことを考慮に入れ、西明寺周辺の自然的、宗教的、文化的環境の保全に反するおそれがあり、西明寺としては反対されている経緯が書かれていました。

また、甲良町が進めようとしている企業誘致の土地の自然環境調査を西明寺独自で行った結果、2つのため池では彦根市の絶滅危惧種に指定されているホトケドジョウやカタマメマイマイなどを発見したそうです。これらのため池は、下から水が湧き出ている、ため池自身に自浄作用があり、周辺の地形から地形そのものが水を集める集水の機能があり、湧き水等が池に入っていて、ため池にとってはよい環境を現在保持しているが、例えば工場を建てることによって、基礎工事で深くくいを打ち込むので、ため池の中に入ってくる地下水の水脈が切れるおそれを指摘されています。ほかにも滋賀県で大切にすべき植物でコトウカンアオイやトキシソウなどの絶滅危惧種や希少種などもあるそうです。

こうした現状が判明した中で、早急に工業団地ありきで開発を進めていく

町の姿勢に疑問を呈し、また甲良町の住民の皆様や西明寺様の声を聞き、合意を得て開発すべきだと思いますが、どのように感じておられますか。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 企業誘致につきましては、大林さんから寄付のときに、過去に町長の発言で何回もありますし、使い方については町の方で決めてほしいという話があったと聞いておりますし、企業誘致につきましては、まち・ひと・しごと総合戦略の位置づけでもあります。その作成する段階で住民のアンケートなり、意見を聞きながら、甲良町に雇用の場をつくってほしいというような意見が多数ありましたので、総合戦略に位置づけております。

それに基づいて企業誘致を計画したものでありますし、その計画自体につきましても、当然、議会の方でも説明させてもらっておりますし、当時、総務常任委員会でも議論をさせてもらっております。住民説明会もしておりますし、まち協の方でも説明しております。なるべくオープンに、そのときそのときの進捗状況を公表して進めさせてもらっております。

あと、自然関係のことですが、当然、滋賀県の方は環境熱心県ということもありまして、1年間の自然調査も今後行う予定もしておりますし、そこで当然、指摘があったらそれを改善できる方法も考えますし、開発行為自体も技術的な審査が当然行われるので、そういうプロセスを踏んで一步一步進めていきたいと思っておりますので、計画自体は妥当であると考えております。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 この質問に関連してですが、甲良町の人口減少問題の解決策として、今回、公募型企画提案をする企業に対して、大林組の土地活用について甲良町の現状を把握してもらった上で、甲良町にとってどのような活用をするのが一番なのかを提案していただくのがベストではないかと思います。

最近、図書館で町の未来をこの手でつくるという題名で、紫波町のオガールプロジェクトの存在を知りました。10年近い歳月をかけて日本では前例のないまちづくりをされていて、最近、全国から注目を浴びている自治体です。紫波町の未来をかけたこのプロジェクトには、紫波町役場の職員から地元の民間人、そして町外から招かれたあらゆる分野のプロなど、大勢の人がかかわって覚悟を持って本気で議論を重ね、自らの持てる技術や経験を惜しげもなく提供してつくり上げてきたそうです。人口減少問題の解決策がもはや行政だけで解決できることではなく、地域住民と一体になって公民連携で進めていくべきだと提案して、この質問を終わらせていただきたいと思います。

次に、4つ目の質問に入らせていただきます。

滋賀県の中で消えゆく3町として甲良町が上がっていますが、滋賀県下で

最も人口減少率が激しい本町について町としての少子化対策の取り組みについてどのような支援策を検討しているのか、保健福祉課長にお聞きしたいと思います。

○西川議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 少子化対策として、出産、子育て、教育の分野で子育てしやすいまちづくりとして、主に8事業に取り組んでおります。

1つ目が、子育て応援金支給事業として、出産祝い金の支給を28年度より開始しており、続いておむつの配布事業を検討しているところです。また、親子の居場所提供として新たに育ママ教室やママカフェやおもちゃライブラリー等の取り組みについても、特に発達支援が必要な子どもや保護者や保育士などの支援者もともに遊び、気づき、成長していける環境づくりをと考えていきたいと思っております。

2つ目が、不妊治療の助成拡大を行っております。

3つ目が、保育サービス誘致事業として、NPO法人サービスドリームと、契約を1月に締結しまして、現在、給食センター跡の改修を行っております。

4つ目が、子育て支援周知事業としてガイドブックを作成し、29年4月ごろ配布を予定しております。また、子育て支援情報システム構築事業として、子育てに必要なサービスや支援制度や健診案内等の子育てアプリとして、きらきらこうらを29年4月ごろ配信予定としております。

5つ目が、放課後児童クラブの保育時間の延長事業として、28年度より18時から20時に延長いたしております。

6つ目が、一時預かり無料クーポン配布事業として、1日預かり券、1冊5枚つづりを子どもさん1人に対し1冊、28年度に配布を始めております。

7つ目が、小学生を対象とした英語教室の開催。

8つ目が、中学生と佛教大学との連携による、学力向上ということの取り組みも行っております。

また、その他として、ブックスタート事業として健診時に図書館職員が健診会場に来て、4カ月児に続き、28年度からは2歳6カ月児にも絵本を送っております。また、課事業として、1歳おめでとう訪問として、1歳のお誕生日前後に児童民生委員が訪問し、絵本を送るといったような事業を今進めております。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 ご回答いただき、ありがとうございます。子育てしやすい環境への支援など、少子化対策の支援策として有効で、沢山の子どもに子育て世帯の応援の施策を聞きました。本当にありがたいことだと思っております。引き続き、やはり子育て世代のご支援をどうかよろしく願いいたします。

次に、政府が結婚相手を探す婚活支援に本腰を入れ始めたという新聞記事を目にしました。本年度始めた自治体主催の婚活イベントへの交付金支出を来年度、予算で倍増する方針で、未婚率が上昇している現状に歯どめをかけたいそうです。また、この間のニュースで結婚する若者が減少傾向にあると言っていたが、厚生労働省によれば、2015年の結婚件数は63万5,156組で、戦後最少を更新したそうです。男女の結婚に対する価値観の違いや出会いの場が少ないことなどが背景に上げられているけど、結婚したくても経済的な理由で踏み出せない若い子も多いそうです。そこで、町としての婚活支援と結婚新生活支援事業の取り組みについて、企画監理課長にお聞きしたいと思います。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 婚活事業につきましては、平成29年度で湖東定住の圏域で婚活事業を行います。定住の事業ではありませんが、1市4町で婚活に取り組むということで、1市4町、5つありますので、それぞれの実施時期をずらして、場所も各町1カ所ずつぐらいで内容も変えて、年間を通して5回やる予定はしております。

あと、結婚新生活支援事業ですが、議員が今言われたとおり、28年度に国の補正予算でそういう補助事業が創設されております。結婚に伴う住宅取得費または家賃の支援、引っ越し費用の支援制度が国としてできていますので、今後は甲良町もこの補助事業を検討していきたいとは思っております。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 婚活支援事業に関しては、少子化対策を担う内閣府が去年から、1、自己啓発セミナーやマナー講座と連動させたイベント、2、アルコール類や飲食費には充てないといった条件つきで交付金を支給していて、2016年度分の予算は5億円でしたが、17年度は概算要求で11億円計上したそうです。婚活支援の自治体に対する支援がある今だからこそ、活用するべきではないかと思えます。

また、結婚新生活支援事業においても、国立社会保障人口問題研究所が、結婚の意思のある未婚者を対象に1年以内に結婚するとしたら何が障害になるかを調べたところ、結婚資金との回答が最も多く、男性で43.3%、女性で41.9%に上り、経済的な理由で結婚に踏み出せない若者が増えているそうです。内閣府が20から30代の未婚、結婚3年以内の男女を対象に、結婚を希望する人に対して行政に実施してほしい取り組みを聞いたところ、結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援をあげた人が42.3%に上っていたそうです。

そこで、国の支援策として2015年度補正予算に結婚新生活支援に関す

る補助金を初めて盛り込み、夫婦合計で年間所得300万円未満の新婚世帯を対象に、結婚に伴う住居費や引っ越し費用に対して国と自治体で最大18万円交付する内容で、国が必要な経費の4分の3を補助し、残りの4分の1を自治体が負担するそうです。和歌山市では、ハッピーウェディング事業と銘打ち、利用者から喜ばれていて、全国で101自治体で実施されています。2016年度2次補正予算案に、結婚新生活支援事業費補助金として、10.3億円が盛り込まれていて、さらに今年度の予算概算請求にも6.1億円が盛り込まれているので、甲良町でも活用してみてもいいかと思いますが、企画監理課長に見解をお聞きしたいと思います。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 先ほども言いましたが、今後は検討していきたいと。今たしか草津市がこれを使われているということで、彦根も確認したら彦根はちょっと単費でやりかけたということなので、町の方もこれを検討していきたいと考えております。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 ご回答いただき、ありがとうございます。こういった支援策を通じて、若者が甲良町に住み続けられるようになれば、人口流出に少しでも歯どめをかける効果が期待できるので、これからの施策に期待をして、この質問を終わらせていただきたいと思います。

次に、5つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

町職員の危機管理に対する対応についてお聞きしたいと思います。近年、いずれの自治体においても危機管理が再度確認され、ますます危機管理対応が強く求められています。また、危機は災害だけではありません。全国の自治体で大小を別とすれば、事故は頻繁に発生しており、さらに職員に関する汚職、公金の着服、飲酒運転などの不祥事に関する事件も繰り返り起きているのが今日の現状だと思います。

それに対して、自治体はその事実を隠蔽したり、虚偽報告をすれば、新たな問題を発生することになります。そのためには危機が発生した際に、必ずやらなければならないことと、絶対にしてはならないことの基本事項をまずは確認しなければなりません。そこで、町としての危機管理について、対策と対応を聞かせていただきたいと思います。

○西川議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 今の危機管理でございますが、建設水道課といたしましては、防災という形で対応しております。甲良町地域防災計画に基づいての実施をしているところではございますが、今のご質問になりますと、全体的な町職員の規律、リスクマネジメントという話になるのかもしれませんが、

今、私の答弁といたしましては、防災計画に基づいて関係機関と協議して見直していくという思いでおるといところでございます。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 全体的な話かと思っておりますので。防災もそうですし、先ほどの情報セキュリティもそうですし、職員の資質の問題、全てのリスク管理、マネジメントをやっていく必要があると認識しておりますので、研修を重ねていながら、そのあたりも取り組んでいきたいなどは考えております。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 ご回答ありがとうございます。甲良町議会だよりの編集後記でも書かせてもらいましたが、自治体における危機は、多くは突然やってきます。それに対応するためには、危機を想定し、それに対応する準備をすることから始まります。危機管理の問題は、単なる知識や一般論で捉えるのではなく、もし自分の所管で危機が起きたらどう考え、どう行動するかが重要で、強いリーダーシップを求められています。今回の大雪を教訓にして、今後、町がどのような危機管理を構築されるか見守っていきたいと思います。

次の2の質問に関しては、ほかの議員の方も一般質問されておられるので、ちょっと割愛させていただきたいと思っております。

最後に、子育て支援に対する町としての支援策についてお伺いいたします。町内でも子ども食堂や子どもの居場所づくりを立ち上げたいという声が届くようになりましたが、ボランティア団体や任意団体、NPOや一般社団法人などに対する町独自の支援策と立ち上げの準備段階でのアドバイスなどがあれば企画監理課長からお聞きしたいと思っております。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 企画監理課の方では、甲良町世代をつなぐ集落の元気づくり交付金というのがありまして、各字60万円とあと特別枠を設けております。これも今年度でもう3年経過しますので、ちょっと来年度からは見直しをして、甲良町まちづくり交付金というような名前にして、各字60万円はもうそのまま残して、特別枠をやめます。そのかわりといっちは何ですが、法人枠、営利法人は除くんですけど、法人枠を60万円設けて、そこで町内でNPOなり、そういう人が活動される団体がありましたら、若干ではありますが補助できるような仕組みを来年度からは、つくっていかうかなと思っております。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 これから地域に密着した活動や町内の社会貢献ができる活動をしたいと思っている団体に対して、やはり補助金とかアドバイスなどを支援できれば、雇用対策にもなるだろうし、リーダーの育成にもつながると思うの

で、積極的な支援策を期待して、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○西川議長 岡田議員の一般質問が終わりました。

次に、7番 宮寄議員の一般質問を許します。

7番 宮寄議員。

○宮寄議員 7番 宮寄です。それでは、議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず、その前に川嶋産業課長、陌間人権課長、山田呉竹地域総合センター館長、寺川出納室長、上田税務課参事の5人の方におかれましては、この3月末をもちまして定年退職とお聞きしました。本当に長い間、甲良町の行政の職員として、また管理職としても長年にわたって携わっていただき、大変ご苦労さまでした。広報こうらをさかのぼってみますと、川嶋課長は産業課、社会教育課、住民課、保健福祉課、また、陌間課長におかれましては、人権課、長寺センター館長、給食センター所長、水道課長を、山田呉竹地域総合センター館長におかれましては、長年のセンターの職員として、寺川出納室長におかれましては3年間の室長を、上田税務課参事におかれましては、長年の税務課職員として大変お疲れさまでした。5人の皆さんは、管理職として町民に直接かかわりのある部署で、ハードおよびソフト事業に熱心に取り組んでいただき、大変ありがとうございました。これからもお体には十分留意され、第2の人生を楽しんでください。

それともう一つ、質問の前に、私が12月議会で質問させていただいた防犯、防災の関係で、防犯灯を早速設置していただきまして、大変ありがとうございます。付近の住民の方々は大変喜んでおられるとお聞きしました。このように私が一般質問させていただいたことについては、どこまで進んでいるか、ときどき確認させていただきますので、皆さんよろしくお願いします。

それでは、一般質問に入ります。

まず最初に、昨年3月議会の一般質問で、有害鳥獣フェンスについて質問しました。産業課長にお聞きします。この件について、前産業課長から引き継ぎをしていただいていますか。また、状況把握のため、現場に何回ほど行かれましたか。昨年3月予算にたしか30万円つけて調査し、地元と協議すると答弁をいただきました。ここに昨年の会議録がありますので、確認しました。その後、どうなりましたか。引き継ぎをしたことは行政の管理職として責任を持って対応していただいていると思うんですが、地元との協議をされましたか。また、協議をしたなら、その内容はどのようなことでしたか。ご回答をお願いします。

○西川議長 産業課長。

○川嶋産業課長 有害鳥獣のフェンスにつきましては、前の課長から引き継ぎを受けさせていただきました。しかし、調査だけの予算でしたので、何らかの事業がないかなということ、一般財源するのはいいんですけども、地元負担がついて回るというようなことがあります。それと、県の補助金につきましても、負担がついて回るということで、何らかのいい補助金がないかなということで探していましたが、夏ごろ、地方創生の推進交付金でゆずの関係で、長寺西地区における地域資源を活用した魅力づくりということで、それはソフト事業とハード事業がございまして、ソフト事業はゆずの生産拡大ということで、ハード事業としてはそのためのフェンス設置ということで、その採択がございまして、6月で補正させていただいたところでございます。

その後、地元の役員さんにおきましては、その事業を進めるために何回か打ち合わせをさせていただき、また地元説明も長寺センターの方でさせていただきました。そして、ハード面につきましては、何回か現場に行きまして、どこのルートでどうするかということで、現地確認も何回かさせていただいたところでございます。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 その結果、今年予算または今後の予定はどうなりますか。1期、2期工事と分けて行うということと、費用負担は今までと同じ、地元負担は要らないと聞いていますので、このまま住民の方は工事が見えていないんですね。本当に宮寄やるのか、お前、うそついてるんちゃうやろなという声も中には地元住民から冷やかす半分で言われることもあります。このままずるいいきますと、約束を忘れられたんじゃないかという不安も出てきますので、この議会の場ではっきりともう一度お答え願いますか。

○西川議長 産業課長。

○川嶋産業課長 一応、現場につきましては、地方創生推進交付金を使いまして、ハード事業をするということで、これは本来のルートをずっとやるということで、現場確認などさせてもらったんですけど、一部、境界の未確定の部分がございまして、その分どうしても先走ることができないということで、ちょっと断念させていただきまして、約半分ぐらいになるんですけど、それは事業でやらせていただくということです。

それと、この事業につきましては、一応、補助金が半分と、あと起債で借りる。起債もまた返ってくるということで、地元負担なしでやらせていただくということでございます。

それで、工期につきましては、今現在、今年分につきましては、ゆずの部分の山側に獣害フェンスを設置するというので、これはもう既に入札も

終わらせていただきまして、工事にかかっているところなんですけれども、1月、2月の大雪で少し遅れていると。工期につきましては、1月5日から一応、年度末までで獣害フェンスを設置するというので、入札等は終わったんですけれども、ちょっと雪の関係で遅れて、今、設置もちょっとやらせてもらっていますし、今後設置に向けて年度末までには終わるように工事していきたいと思っております。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。そこで、ゆずの収穫ですが、ここ数年間、収穫高は3トンを維持していると聞いております。ゆずの木がこの前、見に行きましたら、被害といっても、鹿なのか、イノシシなのか、それとも自然に枯れていったのか、そのところの確認はまだ完全には取れていないんですけど、当初よりかなり本数が減っております。当初は730本植えた聞いていたんですけど、現在は400本を切るぐらいだと聞いております。先月の大雪のときに、現場に行ったところ、グラウンドとゆず公園の間の正門の土手、生け垣がしてある土手が、おそらくイノシシだと思うんですけども、その生け垣の根っこが掘り起こされて、もう半分以上の木が斜めに倒されております。聞くところによりますと、何か根っこにいるミミズを食べに来ているということも聞いたんですけども、その現場は確認されましたか。

○西川議長 産業課長。

○川嶋産業課長 確認をしております。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 確認されてわかっていると思うんですけど、あのままほっておくと、そのうち土手が崩れるなど、余計な費用がかかると思います。早急の対策をしてもらわないと、いろんなところに被害が出てくると思われまますので、よろしく願いいたします。

次に、これも昨年の3月議会の一般質問でさせていただきました。緑ヶ丘の集会所についてなんですけども、この件に関しましても地元と協議すると答弁をいただきました。その後はどうなったんでしょうか。地元との協議の内容はどのようなことでしたか。まだ、私は地元の区長さんなどとは話はできていないんですけども、その結果、今年の予算、補助金などどのようなになっているんでしょうか。今後の見通しはどのようになりますか。お聞かせ願えますか。

○西川議長 人権課長。

○陌間人権課長 緑ヶ丘の小集会所でございますが、先ほど産業課長が申しましたゆずに関しまして、ゆずの6次化をめざした地方創生事業での拠点整備という形で交付金が得られるという情報を得まして、地元役員さんと協議

をさせていただきました。その結果、役員さんも協議していただいたところ、ゆずの6次化をできる加工所等も含めたような形での緑ヶ丘の集会所の改修をしていこうという形で合意をいただきました。その中で、ゆずの施設、またゆず公園のところにある作業所、その辺も含めた形での整備ということで、今現在どのような形で整備していくかというのを地元役員さんと併せまして協議をさせてもらっているというところでございます。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 よくわかりました。大体これも1年たっているが、宮寄、本当にやるのかという声をよく半分お叱りを受けているんですけども、これもまだ柵と同じく見えていないですね。本当にやるのか、うそついているのか、どっちがうそをついているのか、行政がうそをついているのか、お前がうそついているのかという厳しい指摘もされるんです。大体のめど、ざっくりで結構です。いつごろから工事にかかる予定なのか、あくまでも予定ですけども、お聞かせ願えますか。

○西川議長 人権課長。

○陌間人権課長 地元役員さん、地元の方につきましては、29年度、ゆずが収穫できて、それに間に合うように整備、完成させていただきたいと意見を頂戴しております。なかなか期間的に厳しい工期でございますが、できるだけ地元の期待に沿えるように努力したいと思います。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。工期は1年になっても2年になってもいいですから。とりあえずかかっていただけのように、今年度中に仕上げるとは言っていない。今年度中に工事にかかっているように、よろしく願いいたします。

次の質問に行く前に、今のように一般質問したことがどうなっているか、ときどき報告していただけるとありがたいです。そうしないと、また同じことを質問しなくてはなりませんので、よろしく願いいたします。

次の質問に行きます。ふるさと納税についてお聞きします。たしか平成26年8月から取り組んでいるふるさと納税であります。2月末で結構です、寄付金の総額と積み立てられた基金があると思うんですが、目的別、年度別の総計はどのようになっていますか。お答え願えますか。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 今年度の2月15日現在でちょっと整理させてもらっています。申し込み件数が今年度4,629件で、申し込み金額が1億54万4,000円あります。そのうち、今年は熊本の支援も始めましたので、うち333件が熊本にそのまま送る分で、金額が1,029万7,000円、

これはもうそのまま熊本に送る金額で内数であります。

積立金ですが、27年度末で基金に積み立てたのが5,731万円を27年度末で積み立てております。今年分については、まだ積み立てていませんので、こういう状況です。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 寄付をいただいたお礼として、甲良町の特産品の取扱商品はどのようなものがあり、その種類別の集計があればお聞かせ願えますか。何がどれぐらいか、何が一番人気があるのか、件数と金額はどうなっておりますか。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 商品の主力ですが、甲良米と近江牛がメインであります。その他としては、甲良町の地酒とか天然水とか道の駅の商品をしておりますし、商品については配布の一覧表のとおりであります。それから、2月15日現在の状況であります。先ほどの数字の状況であります。米の申し込みが1,049人、肉が2,888人、酒が50人、水が77人、その他が316人という状況であります。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。このふるさと納税といいますと、各自治体で随分とヒートアップしていると思うんですが、今後の継続の予定と見通し、またマンネリ化対策、飽きられないための工夫、方法などを何か考えられておりますか。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 商品の追加をしております。今年度においては、藤堂高虎の酒をつくりましたので、それを新メニューとして入れましたし、西明寺の入山券と一休庵のお食事券をセットでということと、道の駅のイチゴの章姫を追加しておりますし、今後はちょっと電化製品、町内に電気屋さんがありますので、ちょっとそこと調整して、またあげていきたいなしております。商品の数を増やすのと、あと工夫として申し込み方法ですが、今までふるさとチョイスだけでしたが、昨年12月から楽天ショッピングからも寄付をできるようにしました。この楽天で1週間で1,000件の申し込みがありましたので、そういうふうに随時工夫はしていきたいと思っております。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。それでは、この④に移ります。

寄付者の地域別の集計がされていればお聞かせ願いたいのと、その内容と寄付の使用目的別はどのようになっているのか、寄付者の意見や要望で特に目立ったことはないのかお聞かせください。

○西川議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 寄付者の主な地域ですが、東京都から894件、大阪府が598件、神奈川県が354件、愛知県が350件、兵庫県が338件が上位を占めております。活用目的ですが、教育の推進、環境・景観保全・まちづくり、歴史文化の継承、指定なしというふうに町が4つを設けております。特に目立つことですが、教育の推進のために使ってほしいという希望が一番多くありまして、28年度の申し込みで1,734件がこの教育の推進であります。基金の目的別一覧表というのは、資料を配布しております。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。次、⑤に移ります。

この⑤番は、私の一番聞きたかったことなんです。12月議会の閉会の挨拶の中で、町長はこの基金を活用して学校施設の充実を言明されました。特に、各学校のトイレを改修するという事をお聞きしましたが、今後の見通しはどのようになっていますか。また、子どもたちは大いに期待して待っているそうなんです、いかがですか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 それについて内部で協議をいろいろいたしました。結果、これに使える補助金、交付金があるというのがわかりました。ただし、29年度には間に合わない。29年度に工事をしようとする、もう28年度、議員が質問される以前からそういう手続をとっていかないともらえないということが判明しましたので、申しわけないんですが、学校については29年度にその手続を取り、30年度でできれば工事にかかっていきたいという町の考えでございます。

もう一つは、今のふるさと納税の基金を活用いたしまして、中学校の体育館のトイレについて改修を行っていききたいと。中学校の体育館につきましては、学校施設でもありますし、町民の皆さんが使っていただける社会体育施設の体育館ということでもありますので、その部分で基金を活用して、まず29年度はそれをやらせていただきたいと。議員が一番思っている、学校そのものの改修については、申しわけありません、1年遅れますけれど、有効な財源を活用した中で、やるなら一気にやりたいと、中途半端じゃなくてということで、どこまでというまだ試算はしていませんが、そこら辺を活用しながらということで考えております。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 よくわかりました。次の⑥番なんですけども、⑤も⑥もよく似た質問なんですけど、今まで基金を活用していない、今後、活用していくいいきっかけになったと思うんですけども、もうそろそろ活用しないと、寄付をしていただいた方々の思いに応えることができないと思うんです。その見通

しとして、今後の取り組み方について、どのようにお考えですか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 予算の関連ですので、総務課で一括報告させていただきます。基金の活用ということで、お手元にお配りしております29年度当初予算主要施策の概要の6ページに、29年度での予算充当ということで、左側の列が事業です。先ほどありましたように、学校教育で活用してほしいとかいろんな意見を集約した中で、中学校グラウンド整備であるとか、今言いました体育館のトイレ、それから、防犯ブザー、自転車のヘルメット、あるいは教育振興ということで進路指導アドバイザーであるとかいったことを中心に活用、あるいは福祉医療、町単独でやっておりますが、その財源ということで活用させていただきたいということとか、地方創生の関係で高虎館の整備であるとか、不妊治療の関係、それから金屋の食の拠点整備、あるいは町の防犯灯LED化などを含めて、一部、以前から言われております役場の外周がちょっと危ないということで、できる範囲ということで、ここに掲げております、総額で5,838万円を、28年度の寄付分を29年度で活用させていただきたいと考えております。

それから、29年度につきましては、これから寄付が募られるところですので、金額等がわかりませんが、その内容については事業あるいは金額も含めて、課長会の中で議論しながら寄付者の意向に沿うような形、あるいは住民さんに活用するのは何がいいか議論しながら予算に組んでいきたいというルールをつくりましたので、その中で取り組んでいきたいと考えております。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。寄付者、またそれを使って喜んでいただける住民の方に有意義な使い方を考えていただけるよう、よろしく申し上げます。

それでは、大きな4番で、甲良町東小学校の東側に大きな倉庫が建築された件ですけども、この質問ですけど、先ほども野瀬、岡田両議員もされておりますが、私なりの角度で質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

子どもたちは今まで教室やグラウンドから四季の山や自然が見えていたのに、あの建物のせいで見えなくなって非常に残念だと。なぜ学校の近くにあのような大きな建物が建てられたのかということを知りました。また、大きなトラックが通るので、事故など起きないか非常に心配していると保護者からの意見も聞いております。そこで、産業課長と建設水道課長にお聞きします。農地法上や建築確認申請において、何ら問題点はなかったのか。また、何か条件などがあったのかお聞きいたします。

○西川議長 産業課長。

○川嶋産業課長 現在、この土地につきましては、農地法上の制限はない土地になっております。これは、土地改良事業で非農用地設定された農地でございます。

○西川議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 建築確認申請におきましては、県の許可でございますので、問題なくしております。また、この前の開発許可などによります申請におきましても、甲良町としましては開発許可等連絡会議というところで各課の意見をまとめて県に提出しているところでございます。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。次の②、③、④番を一括してお聞きします。

甲良養護学校の近くにも同じような大きな倉庫が建っております。甲良西小学校にも段ボール会社が近くにあります。県の方、また町では何か許可のときに条件などはなかったのか。また、条件か何かで規制されているのかお聞きします。

○西川議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 甲良養護学校のところでございますが、倉庫というところで、近泉合成繊維の倉庫を使ってのシンコールという会社と思われませんが、一応、近泉合成繊維というところで開発申請されておまして、これは昭和40年、41年でございます。シンコールにつきましても、その後ではありますが、甲良養護学校の建設が平成7年でございますので、建築確認として申請しておりますので、当時の許可条件としては甲良養護学校には記載されることはございませんでした。

○西川議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 県立施設のため、何か規制されているかどうかということにつきましては、運搬車両の運行経路のことだと思うんですが、県の教育委員会の方に確認したところ、条例等の制定はないということでありました。

○西川議長 甲良西小学校のところは。

建設水道課長。

○北坂建設水道課長 甲良西小の近くの段ボール会社というところでございます。これにつきましても、開発許可等の時点で開発許可等連絡会議というのがありまして、そこで各課の意見を取りまとめて提出いたしておるところでございます。具体的には、事業周辺道路は地域住民の生活道路および通勤、通学道路となっているため、事業工事車両の搬入、搬出時の交通安全は十分注意してくださいであるとか、近隣関係者および地元役員さんの同意を得て同意書を添付してくださいであるとか、そのような条件をつけての開発とな

っております。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。次、⑤番ですね。今後もこのようなケースがないとは言えません。可能性があるわけですから、何か今後の対策を検討しているのか。例えば、覚書とか条例、規則での規制方法など、どのようにお考えですか。

○西川議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 教育委員会といたしましては、会社より具体的な安全対策が示され次第、覚書等を交わしていきたいと考えております。また、条例等の制定ですが、これにつきましては、他市町の状況等を確認しながら、制定等は検討していきたいと考えております。

○西川議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 先ほども申しましたとおり、県の開発許可に対しましての開発許可等連絡会議というのを実施しております。それでもって意見をまとめて、必ず提出というところを今後も守っていきたいと思っております。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。⑥番のこの質問は、野瀬、岡田両議員がされておりますので、省略させていただきたいと思えます。やはり、子どもの安全第一ということを考えて、今後とも対策をよろしくお願いいたします。

それでは、次に自治会の分離と独立についてお聞きします。これについては、地域主権改革に基づく第2次一括法による基礎自治体への権限移譲に伴う地方自治法第260条の改正により、平成24年4月1日から町または字の区域、名称の変更等に関する事務は市町が行う。また、地方自治法第260条の規定により、町または字の区域を新たに区画し、もしくは廃止し、またはその区域もしくは名称を変更しようとする場合には、市町村長がその変更等について議会の議決を経て、これを決定し、告示することになったと思えますが、それで間違いありませんか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 いわゆる自治会ということではなくて、甲良町でいいますと字、市でいいますと町、それを設置する場合には、おっしゃるように地方自治法20条の2というのがございまして、市町が議会の議決を経て決めるということができるとなっております。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 そこで、私が今年の3月議会の一般質問だったと思うんですけども、緑ヶ丘小集会所の質問の途中で少しお話ししたんですけども、このときは緑ヶ丘を14番目の区、字にしてもらってもよいぐらいだと述べており

ます。そこで、163名の住民がいますので、1つの自治会としても十分機能していけるのではないかと思うのですが、私の先輩議員が以前にそのようなことを話しておられたのを思い出しましたので、質問します。町内の自治会の分離や字名を変更しようと思えば、どのような手続が必要ですか。例えば、尼子出屋敷、北出屋敷、古川、神明、緑ヶ丘、四ッ塚団地などが考えられますが、今すぐには言いませんが、今後そのような機運が上がれば可能なのか、もちろん住民の意向が最優先するとは思いますが、ほかに条件などはありますか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 必要な手続を取っていただく必要がありますが、特に難しい協議は要らないと思います。もちろん住んではる方が第一ですので、その方たちの合意が第一です。そこができていれば、あとは役員を決めていただいたり、あるいは字の規約を決めていただいたり、あともう一つは、どこまでの区域ということの決定をしていく必要がありますので、そのあたりをきちっと合意が全部得られれば、手続を踏んでいただいて、なお議会の議決をいただければ、字の新設は可能であります。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。ありがとうございます。次に、近隣の町、隣の豊郷町で旧上枝から日栄地区、杉地区、旧愛東町では、大萩地区が集団移転して、住所が変わったにもかかわらず、大萩町として移転している経緯があると思いますが、このような場合、手続上の問題点などなかったのかお聞きします。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 確認させていただきました。過去の状況、事情を知っておられる旧職員さんとかも聞いたんですけども、手続的には特に問題はなかった。ただ、例えば愛東町でいいますと、大萩というのは昔は通称名を使っていたそうです。実際には百済寺甲という場所、通称、大萩とみんな呼んでいたということで、災害の関係で集団移転することになったということで、ちょっとこっちの方に出て来られて、そこに新たに構えはったといったところで、名称云々とかいうところでトラブルたというのはあんまり聞いていないんですが、要するに新しい土地に移ってこられるということで、地元のもともとの土地の名称、地番とかの関係で、もともとの集落との調整が必要であったとは聞いております。どちらにしても、新しくつくるということになりますと、いろんな調整は必要かと思しますので、それによって手続的に調整が難航したというのは聞いていますが、法にのっとって粛々と進めていって、結果、新しい地名をつくってとはなっておりますので、議員のおっしゃられて

いるトラブル、問題点という意味がちょっとどの辺のことなのかちょっとあれなんですけども、法にのっとなってやっていったということで聞いておりますし、豊郷町の件に関しましては、これは同和対策事業で新しい分譲地をつくったと。今おっしゃられている日栄と杉という地域名を新設したということでございまして、そこでは自治会の役員をどうするんやみたいな話はいろいろあったとは聞いておりますが、それに関して町行政がああしなさい、こうしなさいはないと思うんです。ただ、調整的にうまくおさまるよという話し合いはあったかもしれませんが、行政がああいう名前にせえ、こういう名前にせえと言うもんでもないので、そのあたりは新しい自治会をつくっていく自治会の中での調整が要ったとは聞いております。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。我が本町では、特に長寺地区、大きいです。ちよくちよく聞くんですけども、高齢者の方がお増えになって、よく毎日のほど、私の近所でも救急車が来ております。そこで、長寺の何番地ですけど、誰々ですけど来てくださいと。10分たっても、20分たっても来ない。どこに行っているかといえば、町長の家の近くに行っているとか。例えば、町長の近くの人が呼びはったら、うちの近くに来たとか。長寺でも消防署の方が把握できていない地域があるんですね。そういうややこしい問題がいろいろありますが、長寺でも広過ぎてわからない。長寺ですというと、緑ヶ丘に来てもらわなきゃいけないのに、長寺の周りをぐるぐる回っている。緑ヶ丘になかなか来ない。そういうのがあるんですね。だから、私はこの点を質問しているわけで、こういう事例がありますが、町長はどのようにお考えですか。ちょっと聞いておきます。

○西川議長 町長。

○北川町長 突然ふられたので何も考えていなかったんですけども、自治会組織というのは、総務課長が説明しましたように、甲良町はもともと13集落、これは甲良町の中で自治会の組織として認めるそういう組織で、各字に区長なり、組合長なりがきちっと存在する、そういう自治会組織になっていることは確かやと思うんです。ただ、名称については自治会、例えばうちの長寺の場合は長寺東、あるいは宮寄議員のときは長寺西というように区分けをしているだけで、大元の住所登録は長寺だけということになっていることは間違いないです。ただ、そのことによって今おっしゃるよように、非常時に間違えられやすいということは確かにあるのかなとは思いますが。

実は昔、平成の大合併が1市3町で話が出ました。滋賀県の中で8つのブロックに分けて合併をするというようなことで、そのときに彦根と犬上3町合併しようということで、合併協議会が立ち上がったと、そういう経緯

があります。その中で合併するにあたって、字名じゃなしに、町名をどうするかという問題があったんです、議論が。例えば、甲良町の場合でしたら、彦根市甲良町長寺とか、甲良町を頭につけようという話と、直接、甲良町を抜いた字が町になる、そういう話といろいろ議論が出ました。今、東近江市は、例えば五個荘は五個荘山本とか五個荘川並とか金堂とか、そういう名前を使っています。能登川あたりはいきなり東近江市垣見やとか猪子とか、いきなりそういうのを使って、湖東町もそうだったのかな。ということで、表示方法によって大きくなると、どこら辺にあるのかなというのがわからないというような、そういうことも出まして、1市3町では全て犬上3町は頭に元の町名をつけましょうということで合併協議は成立をしました。字名については、今の13集落の字名をきちっとその下につけようということになって、その中で長寺の場合は東にする、西にする、一つの長寺でいいとか、別の名前を使うとかいろんな議論もありまして、議論している最中に合併の話が破談になったというようなことで、それはもう断ち切れたということでもあります。

そんな中で、今回、宮寄議員の方から甲良町も13集落、そこにいわゆる緑ヶ丘という名前が一番ふさわしいのか、そのほかの名前がふさわしいのかはわかりませんが、これはその地域、地域の住民さんが、いわゆる法的根拠に従ってそれを希望するというのであれば、私はそれはいいのかなとも思います。前に合併協の話があったときにも、平成24年から法改正ということでお話しされていますが、あの当時はそれぞれの町の議会の議決を経て、県の許可をもらって、総務省に申請して許可をもらうというような手続が何かあったような気もしましたが、それ以降、若干中身が変わってきているのかなと。それぞれの立場の自治体のトップが判断すれば、オッケーが出るのか、そこらは私ももう一つ勉強不足でまことに申しわけないんですけども、そういう宮寄議員の意見がございましたので、これは関係する自治体と、やっぱり問題について相談をしていただくかなりの検討課題になるのかなと私は思っております。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。今の答弁でほとんど③番まで答えていただいたかも知れませんが、くどいようですが、一応、今後の町の方針として、その対象地区になるかも知れない、先ほど私が例えばと名前を出した地区の役員さんたちとの協議や、今後、意向調査の可能性はありますか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 町側から改めて意向調査をと今は考えておりません。ただ、地域なり字の方でちょっと問題があるとか、問題意識があるということで相

談をしたいということであれば、いつでも相談させていただきますので、その過程の中でどうしていこうということはあるとは思いますが。

もう1点、確認だけさせていただきます。自治会といわゆる行政区とは別ものです。自治会というのは、法的取り決めはございません。例えば、どこかの大きな在所で、大きいから区長を2人つくってやりたいといった場合には、それぞれが規則なり、役員さんなり決めていただければ、役場への届けだけで済む話ですので。ただ、その場合は行政区としては変わらないということですので、ご理解をいただきたいと思います。その場合は、法律に基づいてどうのこうのは要りませんが、やっぱり一定の決まり事は必要やと思いますので、そこは決めていった中でということになりますので、その辺を混同しないように。字イコール自治会ではありません。その辺の理解だけ、よろしくお願ひしたいと思います。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 よくわかりました。

以上で、質問の全てを終わりますが、最後になりますが、私の決まり文句ではありますが、今後も議会と綿密な連携をとっていただき、よりよい甲良町政をともに築くため、行政の対応を期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○西川議長 宮寄議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦勞さまでした。

(午後4時13分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 西 川 誠 一

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣

署 名 議 員 阪 東 佐智男